

Ⅲ－１ 都市公園等運営の基本方針

（１）都市公園等管理運営の基本方針

今回、次期の草津市都市公園等の指定管理者に指定していただきたく、公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下、事業団と記します）、草津造園協同組合（以下、造園組合と記します）、株式会社サンアメニティ大阪（以下、サンアメニティと記します）の三者により申請します。草津のまちづくりにこだわり、市民や地域など多様な団体と共にまちづくりに取り組んできた事業団、みどりの専門集団である造園組合、人をもてなし楽しんでもらうプロの民間企業サンアメニティによる協働により取り組みます。

特に都市公園等の運営については、「第３次草津しみどりの基本計画」に沿って実践して参りました経験を活かして、第３次草津しみどりの基本計画で採り上げられる方針や施策に対して同計画を実現させるための拠点として運営し、牽引して参ります。

また、ロクハプールにおいては、３年間 25mプールが使用できない状況となりますが、市民の安全を最優先事項として、安心してご利用いただける憩いの場やあそび場の提供に知恵を絞り、コロナ過を乗り越えた経験を活かして施設運営を行ってまいります。

ふりかえり

現在の指定管理では、草津市の「緑の基本計画」を「町内会、市民団体、学校・大学、事業者、そして行政が連携、協働を図っていくうえでの共通の土台づくり」として位置づけ、緑化推進や公園づくりを多様な主体が連携・協働をはかっていくシステムとして捉え、常に「市民にとっての公園とは」を意識した運営管理を行ってきました。

その結果、一つは市民生活に身近な児童公園において地域住民による草刈りや花壇整備など協働による運営管理を進めることができました。もう一つは、市民との協働による公園づくりを支えるロクハ公園の機能強化と中間支援をすすめ、地域まちづくり協議会や市民活動団体、大学等との協働の実践を着実に積み重ねることで、市民の皆さんにも「協働による公園づくり」のイメージを広げているところです。

柱となる３つの運営方針

住民の、住民による、住民のための…公園づくり。「住民による」公園づくりによる「未来に向けた、花と緑のまちづくり」を進めるため、次の３つの運営方針により重点的に取り組みます。

運営方針① 施設を知り抜くプロの連携による「安全」「安心」「快適」の提供

運営方針② みどりのサポートセンター発の地域による地域のための公園づくり

運営方針③ 誰もが健康で幸せに暮らせる健幸都市の拠点として地域コミュニティ活動と協働の公園づくり

運営方針①

施設を知り抜くプロの連携による「安全」「安心」「快適」の提供

三者の協働による運営管理を今回も引き続き行い、市民・住民の皆さんに“安全・安心・快適”を提供します。事業団は協働のまちづくりの中間支援組織として指定されているまちづくりのプロです。造園組合は市内のあらゆる公園を知り尽くした緑化のプロ、また、サンアメニティはロクハプールを始め、官民を問わず全国のスポーツ施設の運営管理を行っている十分ノウハウを蓄積したプロの会社です。

○誰もが安心・安全に利用できる公園づくりに取り組みます。

○利用者の安心・安全を第一に考え、大規模な災害時から、利用時に起こりうる身近な危険まで様々なリスク管理を徹底します。

○地域と連携した防災訓練等の実施により、日ごろから災害時の公園の役割を市民に伝え、防災体験イベントの実施等により地域防災力の向上を図ります。

○施設についても、きめ細やかな清掃管理・植栽管理を徹底し、常に清潔・快適で緑が美しい憩いの空間で誰もが快適に利用できるような公園づくりをします。

○「万一の事故発生時の対応」には、必ず再発防止策の検討・実行をします。

指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

□ 防犯対策等安全確保の実施体制

- ・緊急時の体制図に基づき、配置や初期対応を整えます。
- ・警察等の関連機関と連携し、情報共有を行ない事故等の未然防止に努めます。
- ・建築物の防犯対策として鍵の管理を徹底するため、所長を鍵取扱責任者に選任し、鍵の保管場所を定めます。また、鍵の一覧管理表や貸出簿を作成し、管理を徹底します。

□ 施設の安全対策

私たちはきめ細やかな点検と問題の早期発見による適切な修繕を実施し、誰もが安全・安心に利用できる管理水準を維持しつつ、草津市と連携しながら施設の長寿命化

にも努めます。

○ 公園全体の安全管理

- ・利用者の安全を第一に考え、きめ細やかに巡回・点検します。

○ 遊具等の安全管理

— 基本的な考え方 —

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂２版）」（平成２０年８月）及び一般社団法人日本公園施設業協会が作成する「遊具の安全に関する規準」（平成２６年６月）を参考に作成した「遊具の安全点検マニュアル」に基づいた点検をします。

- ・マニュアルのチェックリストに従い、各公園を随時訪れて従業員による目視点検を実施します。
- ・必要な許認可・資格等をもつ企業への外部委託による点検を年１回実施します。
- ・チェックリストに従い、従業員による触診・打診・利用点検等の自主点検を年１回（専門業者の点検と６月あける）実施します。また、自主点検はチェック漏れがないよう２名以上で実施します。
- ・点検を実施した際、不具合があれば結果を草津市へ報告します。

○ 修景池やジャブジャブ小川などの安全管理

- ・公園管理事務所前の川原池（修景池）の他、ジャブジャブ小川については、夏場に水遊びをする子どもが多いことから、定期的な清掃や水質の衛生管理、事故防止のための利用指導を随時行います。

○ 火災への安全管理

- ・デイキャンプの森など火気の使用が許可されている施設がありますので、火の不始末等、火災を未然に防ぐ利用指導や掲示物等の活用により、利用者への注意を促す等、火災の予防に努めます。

□ 維持管理業務における日常の作業の安全対策

- ・維持管理作業は利用者の安全性を最優先し、土・日・祝日や繁忙期を避ける等、適切な時期や方法を選び実施します。また、作業の実施については日時や場所、作業内容を表示します。
- ・作業スタッフに対し適切な研修を行い、定期的に安全衛生教育（危険予知教育、刈払機取扱作業等）を実施します。
- ・作業前には、ボランティアや外部委託も含めて留意事項を共有します（作業手順書、安全施工サイクル、危険予知活動、指差呼称、ヒヤリ・ハット等）。
- ・作業の際には、注意看板やカラーコーン等により作業中であることを明示し、利用者の安全確保のための領域を確保します。また、必要に応じてスタッフ配置による誘導等を行います。利用者が作業エリアに接近した場合には、作業員がホイッスルなどで合図し作業を中断します。

- ・園内を管理車輛が走行する際は、ハザードランプを点けて徐行します(10km/h 以下)
- ・ヘルメットや安全帯等、作業に応じた安全装備の使用を作業員に徹底します。
- ・単独での作業にならないようスタッフを配置します。
- ・スタッフの熱中症対策として、朝礼時の健康状態チェックや適度な休憩、水分や塩分の摂取等の指導をします。また、携帯型熱中症計を携帯します。
- ・草刈機、ヘッジトリマー、電動ノコギリ等動力機器類は保管に注意し、使用前に点検を行い、不良等によるケガ・事故を防ぎます。
- ・草刈時は小石や砂の飛散防止のため、必要に応じて傷が付きにくいナイロンカッターを用いた草刈機械や飛散防止ネット等を使用します。
- ・縁石や階段の角は欠けやすいので、バタ角材等で養生をして行います。

□ 安全管理の指針の整備

- ・「安全対策マニュアル」に基づき安全な作業を実施します。

□ 安全対策の研修について

- ・従業員および委託業者に、年 1 回の安全管理講習等を実施します。

□ 利用者への安全対策

- ・スズメバチ等の危険生物は、迅速に処理、対応を行い利用者の安全を確保します。
- ・イベント時には、救急箱を準備し、実施場所周辺の安全点検等を行うことによって、安全管理を徹底します。また、夏季にイベントを実施する場合には、熱中症対策として経口補水液の提供や日よけテント等を準備します。

□ ホームページ上のセキュリティ対策

- ・公園ホームページの情報セキュリティ対策として、情報セキュリティソフトによるセルフチェックを行うなど、日常的にセキュリティチェックを行います。
- ・ホームページの情報更新に必要なパスワードを適宜変更します。また、編集画面へのアクセスに対して IP アドレス制限を設定する等、外部からの不正なアクセス防止を行います。

□ 各種保険加入によるリスク管理

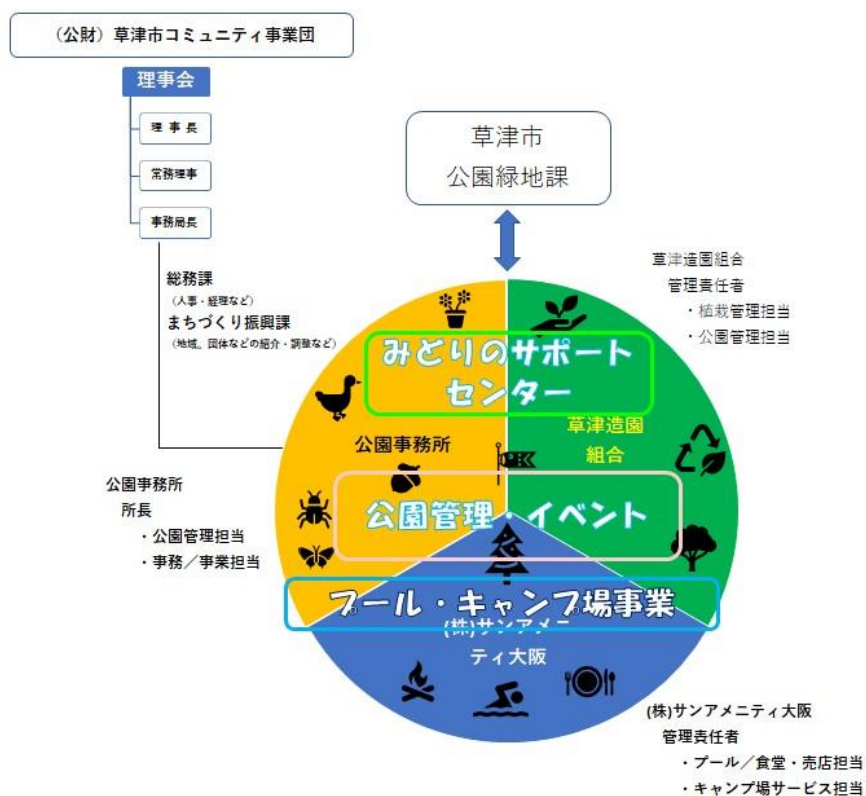
本公園における事故に備え「施設賠償責任保険」、「イベント傷害保険」、「ボランティア保険」等への加入を確実にしています。

運営方針②

みどりのサポートセンター発の地域による地域のための公園づくり

私たちは「町内会・市民団体等を通した花と緑のまちづくりへの参加」を促します。具体的には町内会や地域まちづくり協議会などの地域自治組織による児童公園や緑地空間の自主的な管理運営による新たな価値の創出を大幅に進めていくことを中間支援組織として全面的にサポートします。

これを具現化する拠点として公園事務所内に「みどりのサポートセンター」を設置して、事業団と造園組合が連携し、直接的には地域における自主的な活動をみどりのサポートセンターがサポートします。間接的には事業やイベントなどを通して他組織との連携支援やバックアップを行います。



また、市内にある331箇所（令和5年11月1日時点）におよぶ都市公園、児童公園等や緑地などを「住民の憩いの場」としてだけでなく、コミュニティの育み・健康の増進・生涯学習・環境学習・地元の課題解決といった多面的な効能を持つ公共空間にまで高めるためには、地元住民による運営管理を基本とし、まちの実状や住民の思いを集約しながら、具体的な形にしていくプロデュース型の中間支援が求められていると考えます。

このような事業展開は、草津市協働のまちづくり条例における中間支援組織に指定いただき、市内14の地域まちづくり協議会の組織や事業の運営サポート、実際の公園管理や各種機器の貸し出しなどを通して各町内会を支援しながら地域との信頼関係を培ってきた事業団だからこそできる取り組みであり、事業団の責務であると自負しています。

～ガーデニングの場として、市民が創造する公園緑地を目指します～

事業団ではこの「ロクハ公園や児童公園等」を市民生活に身近な公園緑地と位置づけています。

高度な技術を擁した見せるための公園を求めるのではなく、誰もが元来持っている自然や緑に対する好奇心を大切にしたいと考えます。その好奇心を刺激し、満たしていくための拠点こそ市民生活に身近な公園や緑地が担っていく役割だと考えています。

そのアプローチの一つとして、市民が専門家と共に「創る」公園や緑地へのシフトを更に進めていきます。

そのためにも、優れた自然環境やいきものにふれあう機会や新たな発見のある体感型プログラムを積極的に提供するとともに、市民の自然環境に関する活動の発表の場としての役割も重視していきます。

さらには、市民の公園緑地や自然環境に対するあこがれや向上心を刺激し、活動の活性化を促し、市民の誰もが感動する、草津ならではの新しい公園緑地を創造していく「ガーデンシティくさつ」にチャレンジしていきます。

～「一瞬、一瞬の新たな発見」を創出する公園緑地を目指します～

公園や緑地、自然環境に興味を持つきっかけは、出会いと発見です。もちろん、人の感動や受け止め方は一人ひとり違いますが、誰もが見たり、聞いたり、ふれたり、五感を使って体験することによって感動が得られる、そんな力を秘めているのが公園や緑地、自然環境だと信じています。

すべてを受入れ、感動を与えてくれる、そんな公園緑地や自然環境の奥深さを「市民生活に身近な公園緑地」ならではの手法で創出していきます。

これまで培ったノウハウと築いてきたネットワーク、そして磨き続けた感性を総動員しながら身近な自然環境にふれる機会を提供することはもちろんのこと、時には「ロクハ公園」を飛び出し、その地域や学校の実情に合った自然環境などの観察会や公園緑地のガーデニング事業をお届けします。

市民生活に身近な「ロクハ公園や児童公園等」として、市民により身近な場所で「一瞬、一瞬の新たな発見」を創出する季節ごとの公園の自然観察会（ウォッチングシリーズ）などのプログラムを提供していきます。

～人と人が集い“交流”できる公園緑地を目指します～

人が施設やプログラムに集うことは、その内容の魅力によるところが大きいものです。そして、集った人々が「出会い」を感じ、それが「交流」にまで高まっていくには互いのメリットを見出すコーディネート力が必要となってきます。

感動を呼ぶプログラムと中間支援のプロが行う応援力で「出会い」から「交流」へと相互に刺激しあうことによる相乗効果を新たな創造活動の原動力としていきます。

この原動力が公園施設におけるプログラムや集客へと還元され、また公園施設で新たな出会いと交流が生まれます。外から中へ、中から外へ、「ロクハ公園」をプラットフォームとして出会いと交流の循環をつくっていきます。

運営方針③

誰もが健康で幸せに暮らせる健幸都市の拠点として

地域コミュニティ活動と協働の公園づくり

草津市では、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と定義し、第6次草津市総合計画（構想期間：令和3年度～令和14年度）の将来ビジョンにおいて「健幸創造都市」の実現を掲げ、様々な政策分野で健幸都市づくりに取り組んでいます。市民の主体的な参加・参画に基づいた人と人との出会い、つながりや健幸づくりを意識した事業の展開を図ることが明言されています。

継続的な健幸運動の場所を提供

市民が健康な生活を送るためには、普段から適度な運動をすることと、それを継続する必要があります。その拠点施設として「ロクハ公園」を中心に、市民が健康な生活を送り続けられるように、日常的に運動できる環境（場所）をまち全体に提供することが必要です。これを実現させるため全市域点在する児童公園や児童遊園を地域のニーズに沿った活用を提案します。（提案を実現するためには、草津市による施設整備が必要となる場合があります。）

地域のニーズに沿った公園

高齢者が多数を占める地域の公園では、健康器具を設置して日々高齢者の方々が集い、楽しみながら健康づくりをする公園とします。

一方子どもたちが多い地域の公園ではボールを使いたい児童や、幼児向けの安全な遊具で遊びたい親子などのニーズに応える安全な遊具や設備を備えた公園とします。

これらの実現のため草津市と協議していきます。

異なる運動器具を備えた公園ネットワーク

児童公園等の在り方を見直し、市内14学区にそれぞれ健康運動器具を集約した児童公園を再整備することです。実現を目指して、費用的な現実性から考えると、各学区の比較的大きな公園に設置する健康運動器具の機能を分けて設置することを草津市に提案します。つまり、1つの公園には1つの機能がある健康運動器具を設置し、ある公園では「膝のまげ伸ばしだけができる公園」、またある公園では「足や腰の疲労を癒し強くする公園」というように、運動できる器具の種類・機能をあえて分散して公園ごとに特色を出します。これにより、市民に公園から公園へとウォーキングでつなげる機会を提供することで、健康運動公園ネットワークをつくることができると考えます。



公園を活用した運動機会の提供

働く世代は様々な制約とまだ健康であることによる関心の低さから、60歳以上の世代に比べ運動習慣のある割合が低い状況ですが、65歳以上が約4割となる2050年に65歳以上となるのは、現在の20代、30代ですので、特に若い世代へのアプローチは必須だと考えます。

運動習慣のない7割の人が自発的意志により生活習慣を変え、運動を始めることは難しく、公園利用者が自分の体に興味を持ち、自ら健康になることを支援する専門家との連携が必要となります。

ロクハ公園で立命館大学と連携して行った「運動遊び教室」など、運動スポーツや事業との連携を更に進めます。

運動習慣化に公園を活用するポイント

- ① 近い（自宅から10分圏内）
 - ・歩いていける場所
 - ・複数公園（将来的には）でプログラムを連携することで、利用者の選択肢が拡大
- ② 楽しい（その人に合った運動を楽しく続ける）
 - ・散策からマラソンまで軽い運動もハードなスポーツも可能
 - ・その人の体力に合った適度な運動強度で体力が向上（きつい必要はない）
 - ・清掃や花壇管理等の作業にも運動効果
 - ・花や緑の豊かなオープンスペースは心も豊かに
- ③ 緩やかなコミュニティ（仲間や情報）
 - ・運動をする人もしない人も公園利用者間で緩やかなつながりが出現
 - ・公園スタッフ等とのコミュニケーション
 - ・健康リテラシーに関する情報の獲得



（２）都市公園等管理運営の効率化

① 収入の確保

今回の指定管理では、令和６年からの３年間、２５ｍプールが開設できず、使用料金制が導入されるため、指定管理料の中で適切な事業を展開するとともに、必要に応じ受益者からの経費負担を念頭においた事業展開により、安定した事業運営を心掛けてまいります。

食堂・売店

食堂、プールサイド売店ともに専門の業者に委託し運営します。業者の選定については事前に草津市と協議のうえ、公平・公正に選定を行います。営業期間・販売内容等は業者選定後の決定となりますが、以下のとおり予定しております。

- 営業期間 : ７月 １日から７月２０日まで（土曜日・日曜日・祝日のみ営業）
７月２１日から８月３１日まで（毎日営業）
 - 営業時間 : １０時から１７時まで
 - 販売内容 : やきそば・たこやき・肉まん・ジュース・アイスクリーム等
- ※ 提案書に基づく手数料や寄付金収入を公益事業に充当



自動販売機

飲料水およびアイスクリームの自動販売機を下記のとおり設置します。取扱商品は、熱中症予防のため、スポーツドリンクを含めた商品とします。なお、下記の設置台数の内、管理棟前に１台、流水プールサイドに１台程度車椅子対応型自動販売機を設置いたします。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ● 管理棟前（２台） | ● プール更衣室出入口前（１台） |
| 対象：公園・プール利用のお客様 | 対象：室内プール利用のお客様 |
| 期間：４月 １日から３月３１日まで | 期間：７月 １日から８月３１日まで |

- スポーツ広場（２台）
対象：スポーツ広場利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- デイキャンプの森（１台）
対象：デイキャンプの森利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- 南ゲート駐車場（１台）
対象：公園（南Ｇエリア）利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- 流水プールサイド（２～４台）
対象：屋外プール利用のお客様
期間：７月 １日から８月３１日まで
- 正面Ｇ駐輪場（飲料１台、アイス１台）
対象：公園・プール利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- ジャブジャブ小川前（１台）
対象：公園利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで

上記のようにロクハ公園の他、市内の都市公園にも飲料水およびアイスクリームの自動販売機を設置していきます。取扱商品は、熱中症予防のため、スポーツドリンクを含めた商品とします。

尚、設置の自動販売機は、災害対応型などの自動販売機を検討いたします。

- 込田公園（１台）
対象：公園利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- 野村北公園（１台）
対象：公園利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで
- 南草津北公園（１台）
対象：公園利用のお客様
期間：４月 １日から３月３１日まで

草花の寄せ植えや、自然素材のクラフトなどの販売

利用者ニーズに応じて、草花の寄せ植えや、自然素材のクラフト、事業団マスコットキャラクター「まち活マッチ」グッズ、飼育動物の餌などを販売します。

また夏期プール売店の他、公園利用者の食事提供として隣接するロクハ荘内の「レストハウスSUNSUN」を利用いただけるよう、屋外からの販売も可能となっております。



収益金の活用

収入確保および経費削減による努力の結果、収益が生じた場合は、公益性を重視する公益財団法人、地域密着での業務を推進する造園組合・サンアメニティの企業理念等を鑑みながら、公園管理運営および自然ふれあい事業等を通じた草津における公園緑化の推進に寄与する事業の財源として積極的に還元していきます。

② 支出に関する考え方

ロクハ公園の指定管理者としての経験を活かし、事業団、造園組合、サンアメニティとの連携した施設運営管理の中で、また、隣接するロクハ荘も事業団が指定管理者の指定を受けており、柔軟かつ弾力的に運用をするほか、委託業務の一括発注や一括購入なども考慮しながら運営を行っていきます。

③ 運営経費の節減対策

○ 複数年契約による委託業務経費の削減

委託業務やリース業務における複数年契約（3年）により、委託業務の効率化と経費削減を行っています。

○ 電気代等の削減

電気代削減のために新電力エネルギー会社も含めて最も安価な供給元の検討に努めています。また、クールビズおよびウォームビズを実践し、また不要な電気はこまめに消すなど、職員一人ひとりが省エネに対する意識を高めることで、一層の削減に努めます。

○ プール管理

プール施設のあるロクハ公園の維持管理において、経費の大きなウエイトを占める光熱水料費、燃料費や原材料費の使用量をコントロールし、適正な設備維持と経費の削減に努めます。

また、プール衛生基準に基づく水質を維持するため、機械の運転能力と水量、薬品の使用量について、プールの規格に合ったキメの細かい調整を行うことにより、水質を維持しながら必要な経費の削減に努めます。

○ 植栽管理

環境にやさしい公園管理を念頭に、また、剪定枝のチップ化と堆肥化により経費の削減を図るとともに、カブトムシの産卵場所の確保と子どもたちの自然学習の場の提供に努めます。

○ その他

草津市と事業団が愛する地球のために約束する協定を締結し、次のような取り組みを行います。

【光熱水費の削減に向けて】

- ・水道の定期的な巡回点検を行います。また、該当場所には省エネ啓発用チラシやシールを貼付し、利用者にも省エネを呼びかけます。
- ・外灯の点灯・消灯については、季節に合わせてタイマー設定をします。
- ・管理棟の照明については、消し忘れや電球切れがないか随時点検し、電球交換など常に効率的な状態を保ちます。また電球等については、省エネかつ安価なものを使用するようにします。
- ・毎月の光熱水費およびメーターを記録にとどめ、職員一人ひとりが「草津市と愛する地球のために約束する協定」を意識した運営に心掛けます。またメーターの数値などに異常があった場合は、直ちに原因を追求し改善に努めます。
- ・ボイラーなどの機器のメンテナンスに心がけ、常に効率の良い状態を保ちます。職員はできる限りクールビズ、ウォームビズを行い、管理棟内の省エネ化に努めます。

【事務における削減に向けて】

- ・筆記用具などの消耗品は職員みんなで共有できるよう保管場所などを工夫します。
- ・ファックス用紙やコピー用紙などは、可能な範囲でリユースします。
- ・消耗品などの在庫は常に記録に留め、適正な管理をします。
- ・業務上必要となるデータはできる限り電子化し、ファイルサーバなどを活用しながら情報の共有化とペーパーレス化に努めます。
- ・電話での対応は簡潔に行い、場所の案内などは地図等をFAXするか、ホームページを紹介するなど長時間の電話にならないよう心掛けます。
- ・コピー機などの電気製品は、退出時には電源をオフにします。
- ・郵送物についてはメール便等の安価に利用できるサービスを調査し利用します。
- ・デイキャンプの森利用申請受付業務の他、各種イベント申込や刈草処分依頼等の申請は、遠方で申込みのために来場が難しい方々にも簡単に迅速な対応が図れるようにスマホやパソコンから電子申請出来るシステムにて対応します。

Ⅲ－２ 管理運営体制・職員配置

定型的に処理が可能な業務は徹底的に標準化して、効率化と処理の状態を可視化します。それら業務に係る情報（データ）の管理方法を標準化して、情報を探す時間や労力の削減のみならず、過去の情報を貴重な活かした情報として利活用します。

（１）全般的な管理運営体制、職員配置の考え方

職員配置の重点項目

- ・草津市都市公園条例の趣旨および施設の管理運営方針に基づき、施設運営、管理運営等の専門的人員を配置。
- ・多様な施設利用に対応する勤務ローテーションが組める最少人数の確保。
- ・プールの管理運営について利用時間に応じた柔軟なプール管理スタッフの人員配置を可能とするため、プール管理責任者を配したうえで監視員などのスタッフを配置。
- ・施設管理運営責任者としてだけでなく、事業の企画や運営、また対外的な交渉等のマネジメントも行うための所長を配置。

① 多様なニーズに応える勤務ローテーション

ロクハ公園は、公園機能のほか、プール施設やキャンプ施設などを有するなど施設規模も大きく、気軽な健康運動から環境学習活動まで多岐な利用が可能なことから、特に夏期を中心に集客率が高くなっています。また、児童公園等は市内各地に点在しており地域のみなさんが毎日のように利用されています。

このことから、基本的には勤務ローテーションが組める最少人数である１２名の職員を配置し繁忙期など多くの利用者がロクハ公園にお越しになる時期にも多様なニーズに応えられるようにします。また、市内の児童公園等の維持管理も一緒に行うことから、事業団・造園組合・サンアメニティが互いに連携・協力を図りながら、安全にかつ満足度の高いサービスの提供に努めます。

② 現場の安全を最重要視した職員勤務体制

公園施設の維持管理は多種多様な業務があり、様々な人たちが協力し合って作業をし、公園や緑地を創りあげています。その一方で、現場には常に危険も潜んでおり、県内で

も有数の規模を有するロクハ公園プールではその危険性も高く、一步間違えれば人命にかかわる重大な事故も発生しかねません。

そこで指定管理者として責任ある管理運営を行うため、専門性を要する部門では、経験と実績を兼ね備えた専門業者（職員）が対応し、その担当者を中心に協力・連携すると共に、より専門的な業務は外部委託も行いながら安全と効率性の確保に努めます。

なお、外部委託の際には、技術力・実績を重視した選考とし、安全を最重要視した選択をします。

③ ロクハ荘との連携・分担を図った事業展開の実現

ロクハ公園の管理運営では隣接するロクハ荘との連携が必要です。この観点から事業担当者は、ロクハ荘の事業担当者との連携を密にし、事業実施においては連携と役割分担、個々の職員のスキルアップを図っていきます。

④ 質の高い自然環境空間の提供

草津市都市公園条例との整合性を保ちながら、単なる公園管理に留めることなく「創る・観る・地域交流」といった公園や緑地・自然環境を提供していきます。また、ロクハ公園が地域交流型の施設を目指していく観点にも立ち、質の高い自然環境空間を提供するため、情報収集・発信を行うロクハ公園を中心として、関係機関等と連携を図りながら各種事業等を展開していきます。

⑤ 維持管理体制

公園施設の設備や機能は、多種かつ多岐にわたっており、それらを十分に発揮するためには、施設が破損を生じてからの対応ではなく、安心・安全の観点からも未然防止の対応を心掛けます。

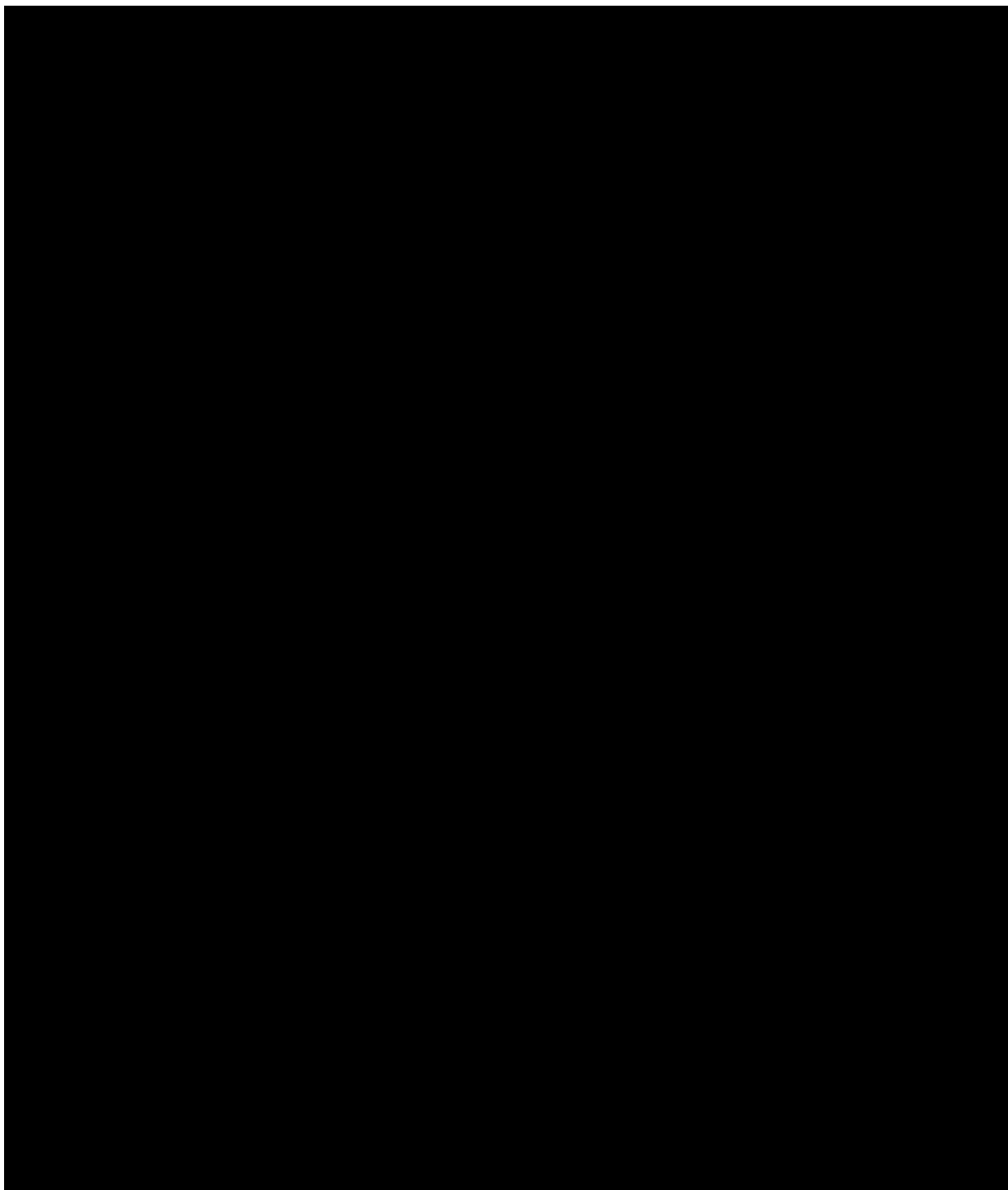
施設の巡回・点検を行い、簡易なものについては手持ちの資材や労力で即座に修理を行うとともに、それ以外のものについては、仮補修、使用・立入禁止等必要な応急措置を講じた上で、専門業者による補修対応の手配を行います。

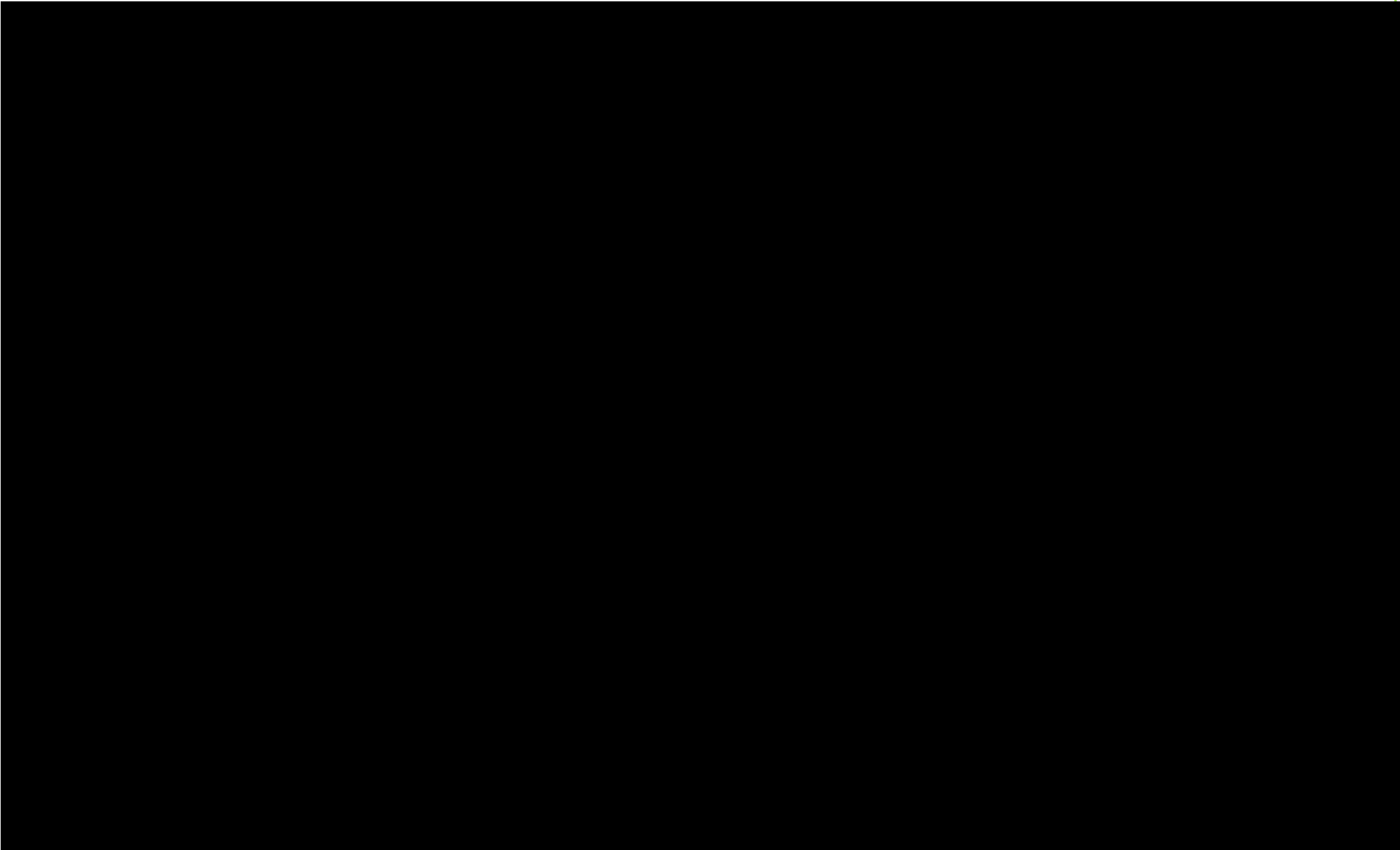
また、清掃や植栽維持業務については日常業務の中で常日頃から行い、利用者が安心かつ安全、快適に過ごせる環境を整えます。最小の費用で最大の効果をあげるべく、環境条件・施設条件等を考慮し、作業適期に適切な対応を迅速に実施できるよう努めます。

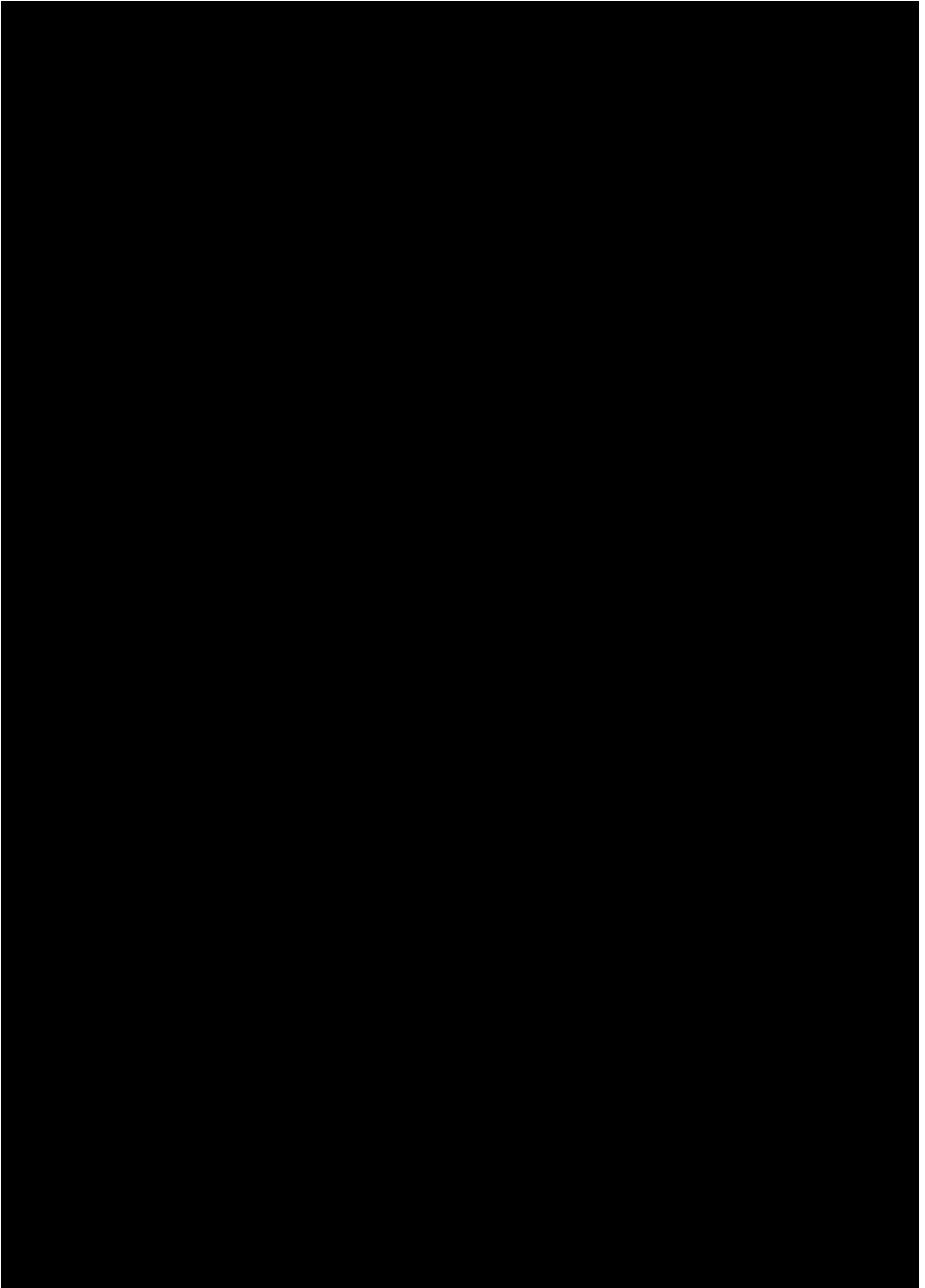
勤務体制はローテーション勤務とし、職員は各担当以外の業務も理解し、迅速かつ

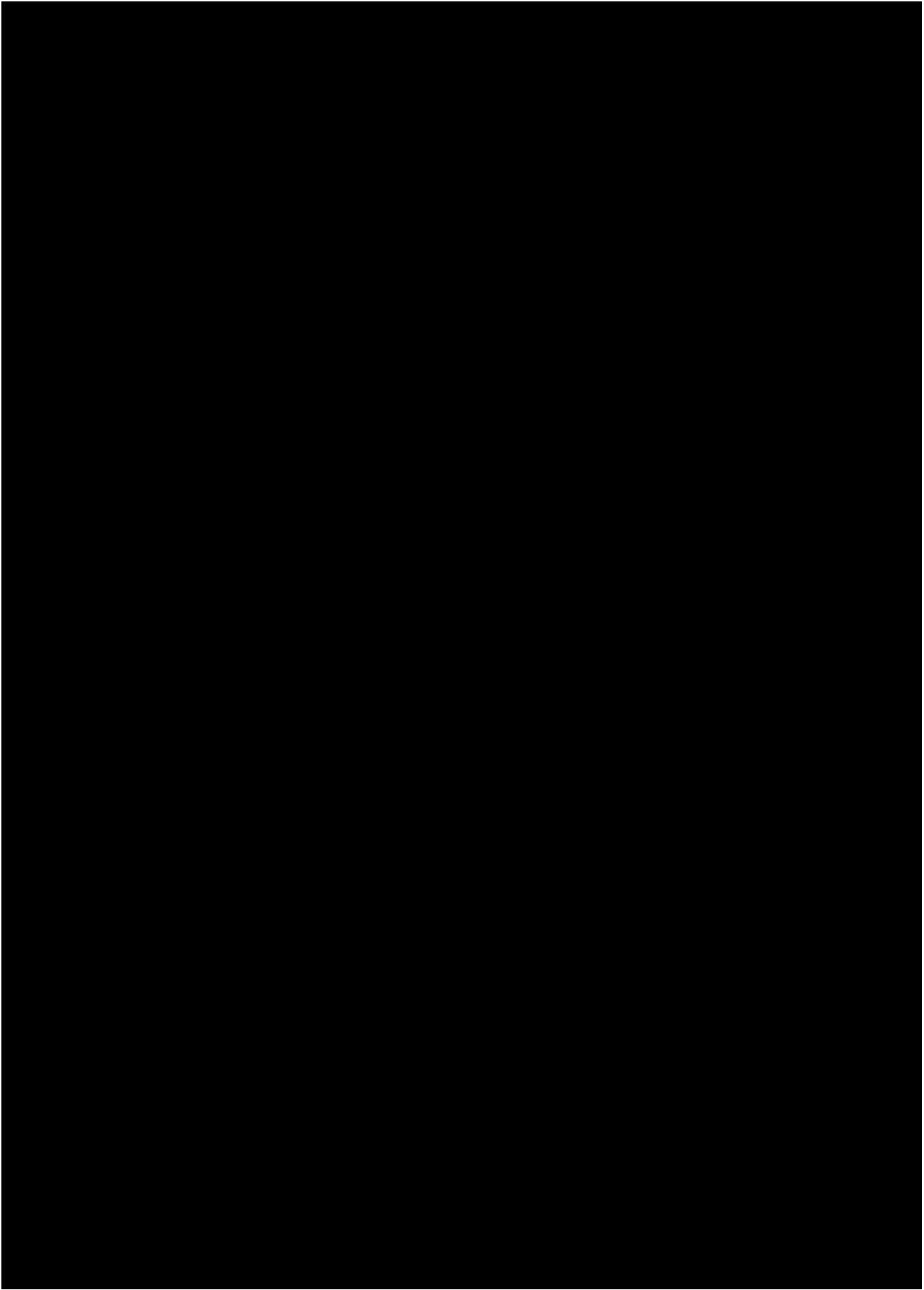
的確に対応できるよう教育を行い、サービスの向上に努めます。

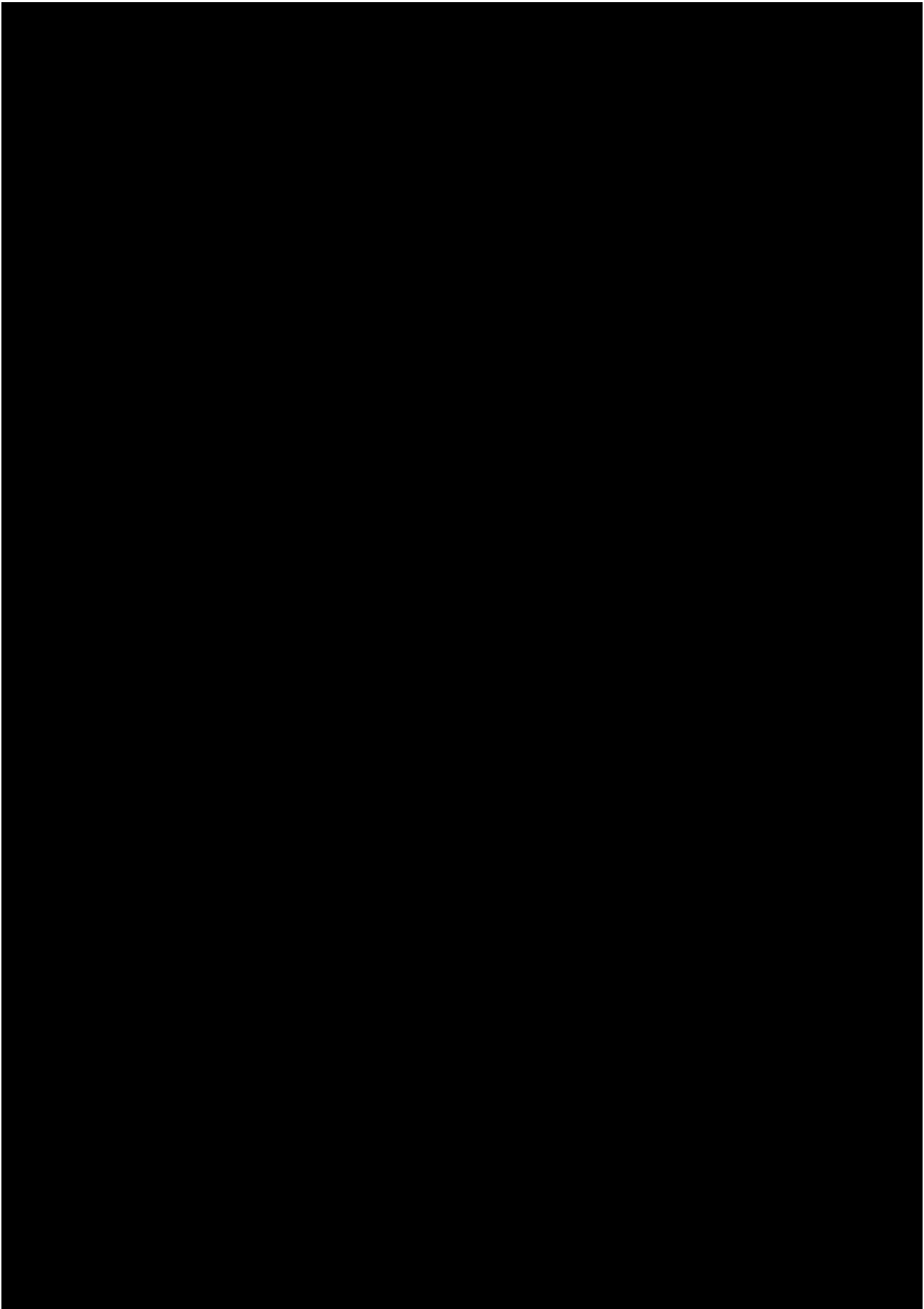
また、隣接する長寿の郷ロクハ荘と連携し、事業における企画・運営にあたっては、より効果的に実施できるよう努めます。

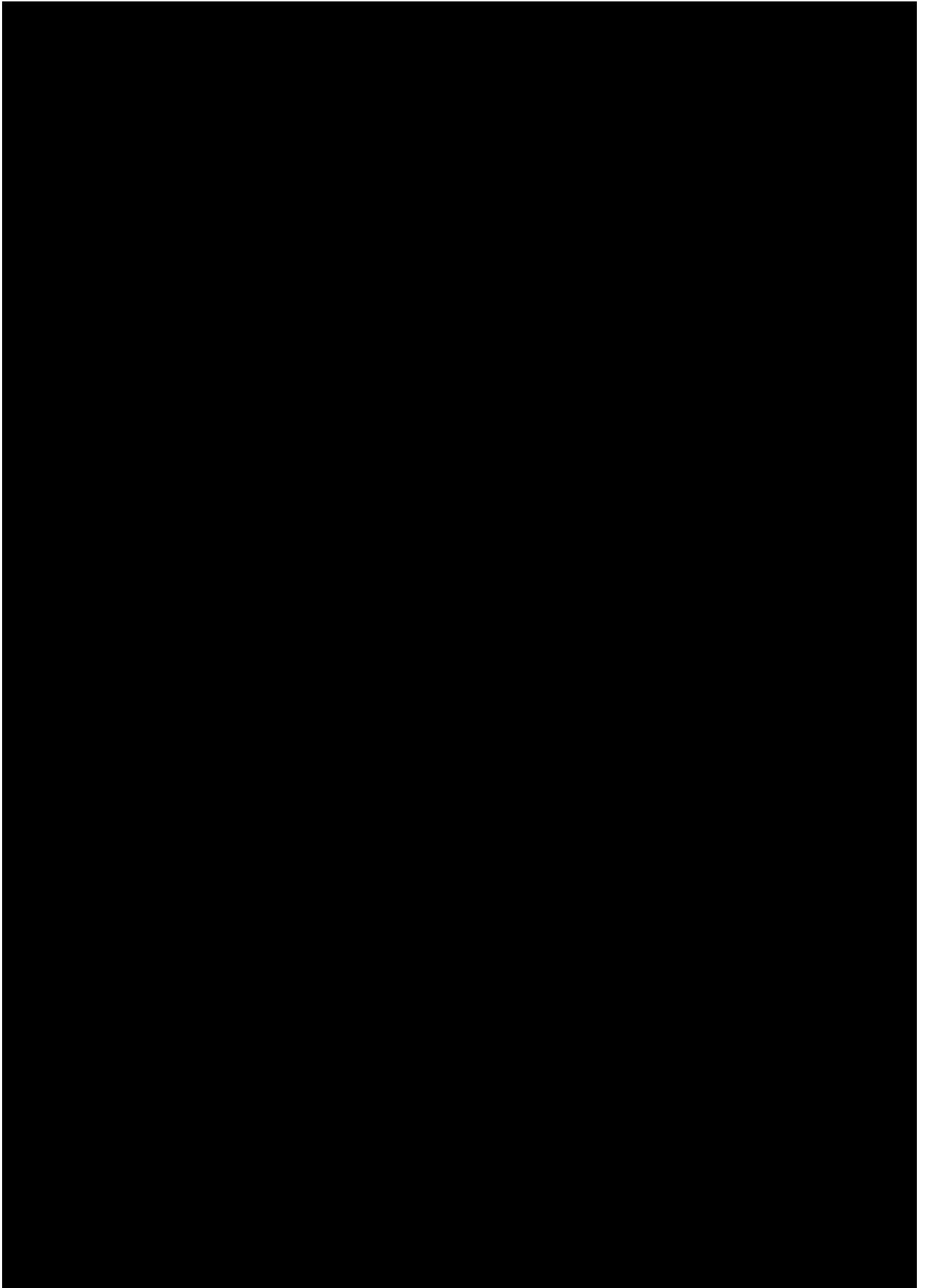












Ⅲ－３ 人材確保・育成、労働条件

（１）人材確保・採用計画の考え方

① 施設管理や緑のプロによる連携に基づく施設運営

市民による花とみどりのまちづくりを推進する中核施設としての役割を十分に認識した管理運営を行うべく、コミュニケーション能力やマネジメント能力を有し、公園緑地・自然環境・生涯学習の分野に明るい人材の確保に努めます。

また、私たちは今日まで、草津市内３３１箇所（令和５年１１月１日時点）の都市公園、児童公園や緑地等の維持管理を受託してきており、施設管理・植栽管理については、十分な知識、経験、能力、ノウハウを備えた人材を備えていることに加え、造園組合の持つより専門的な知識と技術、各会員の地元地域との信頼関係を融合させ、互いの連携を図りつつ運営を行っていきます。

② プール施設関係職員（プール監視員）の採用

専門性が高い業務であることから、技術力・管理運営経験の豊富なサンアメニティが安心・安全を確保したサービスの向上に努めます。なお、プール監視員の採用にあたっては、下記の条件を付し採用します。

- ・日本赤十字社の水上安全講習会または、消防署の普通救命講習会を修了した者
- ・高校生以上
- ・看護師や保健師等の有資格者もしくは看護学生や福祉専攻学生の積極的登用
- ・男女の比率に配慮した採用（更衣室の巡回等があるため男女比の均等化）

（２）人材育成・研修体制の考え方（人権研修も含む）

① 公の施設の管理者としての研修

多様な市民に接する窓口業務経験の多い私たちは、公の施設を預かる職員として不可欠な人権感覚やコミュニケーション力を保つため、全体および所属ごとに人権研修・接遇研修を行っています。また新規採用職員については事務取扱い、情報発信、普通救命講習などの研修を行い、施設管理者として一定の技量を保つとともに、各所属において

研修担当者、ハラスメント管理者を立て日々の学習や安心して働ける職場環境を整えています。

② 公園管理者としてのスキル

職員は、公園の維持管理者として必要な一定のスキルを全員が身につけるよう努力していきます。公園緑地協会などが実施する管理にかかる各種研修に参加する他、イベント制作・広報発信・マーケティングなどのマネジメント研修にも積極的に参加し、そこで得た知識や技術は参加した職員のスキルや知識向上だけに留めず、報告書や報告会を通じて関係する職員間で水平展開するように努めます。

外部研修については参加職員による報告会などを開き職員全員での共有化・標準化を図るほか、内部で行う専門研修については、外部委託業者との合同実施や、関心のある市民も参加できる公開研修も検討します。

③ 管理運営の標準化

公園施設運営には特有の技量を要することから、職員の技術や安全管理の研修を行い、知識や技量の標準化を図ります。また、危機管理マニュアルを遵守し、職員の意識と行動を統一するとともに組織の一員としてプロ意識をもった対応ができるよう努めます。

④ 職員評価システム

一般職員から契約・パート職員まで全職員を、事業団が行う職員評価システムの対象として、職員の職務態度や事業推進能力、職場でのコミュニケーションや学びの姿勢などを多面的に評価するとともに、丁寧なケアをしながら職員のやる気を引き出していきます。

また「褒める職場文化」を醸成し、職員が一丸となり前向きに熱意を持って仕事に取り組める職場風土を創るため事業団ではチーム表彰制度を実施しています。

⑤ プール管理者の役割とプール監視員の育成

●プールの安全管理の基本的な考え方

「安全対策には経費を惜しまない」をモットーに、安全管理マニュアルに基づいて、利用者の安全を確保するためのリスクマネジメントを推進し、事故等の発生の恐れのある箇所について、発生確率や発生による被害・影響を把握し、可能な限り被害・影響を最小限

に食い止めるための諸設備の予防保全対策を実施し、事故を未然に防ぐことに努めます。

万一、事故等が発生した場合は、すべての従業員がマニュアルに従い、研修・訓練の成果を発揮して適切に対応する事で利用者に納得して頂けるクライシスマネジメントを構築します。

●プールの安全管理について

プールは管理運営を行う施設の中で特に危険を内在した施設であり、長年にわたる管理運営の経験及びそれにより蓄積された各種ノウハウが必要です。平成 18 年に起きた埼玉県ふじみ野市や平成 23 年に起きた大阪府泉南市での痛ましい事故では、プール給排水口の点検、人員研修・配置計画の不備などが指摘されており、指定管理者はミスが生命に直結する事を強く認識した上で、業務にあたる事が求められます。私たちは、プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）や条例を踏まえ、安全の追及を図る取組を実施します。

●事故を想定した日頃からの備え

施設の管理運営において「事故は起こるもの」との意識で常にケガや事故を想定した備えが必要です。AED の設置や医薬品の常備を行うと共に、傷病者が発生した場合には適切な処置を行えるように従業員に対して、AED を含む普通救命講習の受講を義務づけます。その他、日常で起こりうる熱中症など様々な事故やケガを想定して、処置を事前に確認しておくことでスムーズな処置につなげます。



【救命講習会の実施】

また、類似施設で発生した事故事例を分析、研究して教育テキストやマニュアルを作成します。作成したマニュアルは、従業員研修で活用して従業員への周知と意識の向上を図ります。

●プールの安全管理の基本的な考え方

「安全対策には経費を惜しまない」をモットーに、安全管理マニュアルに基づいて、利用者の安全を確保するためのリスクマネジメントを推進し、事故等の発生の恐れのある箇所について、発生確率や発生による被害・影響を把握し、可能な限り被害・影響を最小限に食い止めるための諸設備の予防保全対策を実施し、事故を未然に防ぐことに努めます。

万一、事故等が発生してしまった場合は、すべての従業員がマニュアルに従い、研修・訓練の成果を発揮して適切に対応する事で利用者に納得して頂けるクライシスマネジメントを構築します。

（３）就業規則（契約職員に関する要綱含む）

別添 6 「就業規則」 他を参照ください。

Ⅲ－４ サービスの質の確保、向上

（１）サービスの質の確保、向上

未来に向けた、花とみどりのまちづくり「ガーデンシティくさつの推進」を運営理念に掲げる公園施設として、全職員が意識し、常に利用者の意見に耳を傾けながらサービスの質の確保と向上を目指します。

また、多数の人々の要求（デマンド）に捉われることなく、社会的に少数の立場に立つ人（小さな子どもを持つ親、障がい者、高齢者、外国人など）ともコミュニケーションをとりながら、その抱えている課題や必要性（ニーズ）についても可能な限り意見を収集しながら自己評価や専門家のアドバイスを加えた上でサービスの質の確保・向上に反映させていくPDCAサイクルを確立させます。

① 継続的なお客様満足度調査

事業団はロクハ公園等利用者をお客様として位置付けて定期的にお客様満足度調査を実施して参ります。調査においてはご来園者様へ回答用紙にご記入頂く方法や、ゲーグルフォームなどの電子アンケート実施も検討しながら、多世代が参加するイベント内においてもより多くの意見を収集します。自主事業時にも参加者アンケートを実施し、生の声を聴いて、次回の事業への参考としていきます。また、お客様の声を迅速かつ積極的に反映できるよう「ご意見箱」も設置して、可能なものから速やかに対応しています。

② 公平で公正な管理運営

施設利用については、条例などに定める使用料金、加算料金、減免基準、還付基準などを順守し、市民のための公共施設であることから、公平な利用の確保と公正な料金收受および事務処理を行うとともに、共有スペースの利用についても誰もが平等にご利用いただけるよう利用者にわかりやすく丁寧な周知を心がけ利用ルールの徹底を図ります。

また、「公の心」を育み誰からも愛される公園施設の管理運営に努めます。

③ 使用許可申請の受付

使用許可申請の受付については、規則に定める期間内において、窓口による申請および料金収受を原則といたしますが、ディキャンプの森の申請と同様に、市外や県外など遠方からの利用者の方々にも簡単に迅速な対応が図れるようにスマホやパソコンからの申請が出来るシステムを構築しています。

新システムは多くの個人情報を取り扱うため、通信が暗号化されて信頼性の高いサイト（HTTPS）に構築して24時間365日サービスを提供しています。

ディキャンプの森の利用申請管理システムはその利用実績を踏まえて他の業務にも適用可否を評価して、他への展開が可能であれば草津市と対象業務、開発費用、運用方法などを協議します。

④ マニュアルの更新とコミュニケーション力の高い接遇

フロアサービス全般については、業務マニュアル（受付・施設管理・危機管理・接遇・苦情対応）に基づき、全職員が同じ対応をとれるよう標準化を図ります。またマニュアルの見直しは、時代にあった対応となるよう柔軟に行います。

接遇能力の向上については、事業団全職員を対象とした接遇やコミュニケーション研修を実施し、利用される皆さまに気持ちよくお使いいただくことができるよう、職員の教育を徹底します。

⑤ 公園のインフォメーション

市民がいつでも立ち寄り、気軽に公園の情報を収集できるよう、明るく快適な空間の確保に努めます。

公園や緑地に関心の有無に関わらず公園を利用されるみなさんに公園のすばらしさと、ワクワクする情報を提供することが私たちの大切な使命であると考えます。対面による応対だけでなく、電話やメールでの対応についても爽やかに真心を込めて接客します。

⑥ 開館時間と休館日

開館時間および休館日については、条例および規則を基本として順守しますが、利用者にとって利便性の向上や施設の価値が高まる場合には、草津市と事前に協議をしたうえで開館時間の変更などを行います。

尚、職員の勤務時間については、施設管理運営に係る事前の準備、事後の片づけ、確

認のため開館時間の前後を延長した勤務時間とします。

休館日については、高い効果が得られると判断できる時、または利用者や地域にとって有効活用であると判断できる時には、草津市と事前に協議したうえで休館日に自主事業や地域等との連携事業を実施させていただく場合があります。

⑦ ロクハ公園における情報発信

○ 紙媒体による情報発信

紙媒体の情報発信については、ロクハ公園等での自主事業だけでなく、公開を希望するガーデニング推進事業の情報についても積極的にチラシまたは情報紙を作成し発行します。自主事業のポスターやチラシについては、デザイン性や伝達情報のクオリティにも配慮して作成するとともに、インターネットなど多様なメディアでの活用も可能なものとします。

ロクハ公園等で実施する事業については、1カ月ごとにカレンダー方式で作成し、窓口を設置します。（ホームページにてダウンロードも可）ロクハ公園独自に発行する紙媒体のほか、事業団として発行する情報誌「コミュニティくさつ」や、他の管理している指定管理施設でのチラシ等にも連携情報として掲載するほか、専門機関や大学など事業団が持つ独自の情報発信ルートを十分に活用し、地域に溶け込む事業団ならではの情報を発信します。

○ ホームページによる情報発信

ロクハ公園ホームページについても、市民の利便性を考慮した構成や表現で幅広く情報を提供するとともに、市のホームページ等についても積極的に活用し、より広く情報を発信していきます。

○ デジタルサイネージによる情報発信

ロクハ公園への来園者へ、その日の利用状況や講座開催情報を見やすく提供すること、またホームページをご利用出来ない方々の為にホームページやフェイスブックの内容をお伝えするデジタルサイネージを作成し、公園事務所などに設置したディスプレイ画面を通じて情報発信していきます。

○ ガーデニング推進などに関するみどりのサポートセンター情報の発信

ガーデニングを推進するみどりのサポートセンターに関する情報の収集と整理を行い、わかりやすい発信をします。とりわけガーデニングに関する草津市の取り組みを行政用語や専門用語をなるべく使わず、文字の大きさなどにも配慮し、わかりやすい表現を心がけます。

利用者が知りたい情報がその場で得られるよう、草津市のホームページをはじめ、花とみどりに関心の高い方向けのニュースなどの収集に努めます。さらに、利用者からも情報提供していただけるよう、例えば掲示板などを園内に設置し、利用者が情報の受け手だけでなく、情報提供者となって協力していただける仕組みや、フェイスブックなど利用者間で情報交換ができるよう工夫します。



○ パブリシティ活動の推進

事業やイベントの実施についてはパブリシティ活動を積極的に展開し、新聞、テレビ、ラジオ、市広報紙など多様なメディアによる情報発信を行います。

また外部の情報であっても、ロクハ公園として高い効果が見込まれる場合には、可能な限りパブリシティ活動に協力して参ります。

○ コミュニティFMを活用した情報発信

コミュニティFM（えふえむ草津）を通じて事業やイベントの紹介、花やみどりに関心の高い方向けにガーデニング推進情報を発信します。

○ SNSを活用した情報発信

平成26年度からフェイスブックを開始し、より多くの方にロクハ公園等のイベントや行事をタイムリーにアピールしています。ホームページなどの他の情報媒体と違い、日常の小さなニュースも取り上げ、様々な角度からロクハ公園等を知って頂けるツールとして発信します。現在、ロクハ公園の動植物など自然の魅力を紹介する「ロクハ自然」、ガーデニング情報を発信する「ロクハガーデン」、ロクハ公園プールの日々の活動や利用状況などの情報を伝え「ロクハプール」の3つのフェイスブックページを運営しています。



⑨ 類似施設との協力による問題解決

ロクハ公園等の施設運営や事業実施では、事業団の管理する他の公の施設で寄せられた意見や要望なども自施設の問題として捉え、協力して問題解決するとともに、再発防止策についても検討し、施設の管理運営マニュアルの整備につなげていきます。

また日々の利用者からの直接の意見については掲示板などを利用して積極的に情報を公開します。

Ⅲ－５ 社会的弱者への配慮

（１）社会的弱者への配慮

多数の人々の要求（デマンド）だけに捉われることなく、社会的に少数の立場に立つ人々（子ども、障がい者、外国人など）ともコミュニケーションを図りながら、その抱えている課題や必要性（ニーズ）についても可能な限り意見を収集しながら、利用者に寄り添った対応を目指します。

① 誰もが使いやすい施設へ

施設の共用スペースでは照明の色を明るくし、季節の花や写真を飾る、公園で生まれたカメ、魚や昆虫などを小さな子どもにも見やすい位置に展示する等、公園事務所に相応しい清潔感のある落ち着いた雰囲気、訪れる人が日常から開放され、これから公園や緑地・自然環境にふれるワクワクする気持ちを抱かせるように努めます。

また、障がい者や子ども、高齢者など、誰もが安心して利用できるよう配慮します。カウンターには老眼鏡を用意し、掲示物などもわかりやすい表現と見やすい高さなどを常に意識するとともに、貸出用の車椅子なども設置し、筆談用ミニホワイトボードも受付に配置します。

さらに受付手続きだけでなく、公園設備・備品等における使用方法についても適切な説明を行い、利用者が次も使いたくなるような心地よさと安心感を抱いていただけるように、職員一人ひとりが公園維持管理のプロとしての自覚をもった対応を心掛けます。

トイレなどは常に明るく清潔さを保ち、女性や小さなお子様なども安心して利用してもらえる快適な空間づくりにも努めます。特にプール営業時においては外国人の方々の利用が増えるので、案内や注意事項の表示板にはできる限り日本語以外の表記も加えています。

そして乳幼児を抱える家庭の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつの交換ができる「赤ちゃんの駅」も設置しています。

「国の高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法令並びに都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」を順守し、高齢者、障がい者等の日常生活および社会生活における移動および施設の利用の利便性と安全性の向上を図ります。

誰もが公平に都市公園等を利用できるよう、平成２８年度に施行された「障害者差別解消法」に基づき、障がい者が都市公園等を利用される場合の社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。

② パンフレットとホームページなどのバリアフリー化

ロクハ公園等の施設案内については、窓口での口頭による説明だけでなく、分かりやすさとデザイン性を意識したパンフレットなどを作成し、正確で分かり易い情報発信に努めます。

またロクハ公園まで来ることが困難な人には書面やインターネットで情報をお届けします。ホームページやフェイスブックなどでは施設概要や講座、イベントなどの情報の提供を積極的に行い、より一層の利便性の向上を図ります。

施設パンフレットやホームページについては、どなたにも見やすいように文字の大きさや色使い、読み上げ機能の導入など情報のバリアフリー化に努めます。

なお、スマートフォンから適切に閲覧出来るようにロクハ公園ホームページをスマートフォン対応にしました。



Ⅲ－６ 都市公園等の管理体制

ロクハ公園の管理体制

（１）公園・植栽の管理体制、職員体制

① ロクハ公園の利用できる時間帯

都市公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保など、豊かな地域づくりに資する交流の空間としての機能を有する都市の根幹的な施設であり、特定の制限がある施設を除き、２４時間制限されることなく誰もが利用できます。

なお、「草津市都市公園条例施行規則および草津市立ロクハ公園駐車場条例施行規則並びに草津市立ロクハ公園ディキャンプの森管理運営要綱」により、一部利用時間の制限がある場所もあります。特に駐車場は、令和６年度から令和８年度の７月、８月のみ有料で、その期間以外は無料となります。

○ 草津市都市公園条例施行規則（今回の指定管理の募集要項にて一部変更）

幼児プール ２５ｍプールは休止	５、６、９月	休園
	７、８月	午前 ９時３０分から 午後 ５時００分まで
流水プール スライダープール	７、８月	午前 ９時３０分から 午後 ５時００分まで
野外ステージ	１～６月 ９～１２月	午前 ９時００分から 午後 ５時００分まで
	７、８月	午前 ９時００分から 午後 ８時００分まで

○ 草津市立ロクハ公園駐車場条例施行規則

第一駐車場	７、８月	午前 ９時００分から 午後 ９時００分まで
第二駐車場	４～６月 ９～３月	午前 ９時００分から 午後 ５時００分まで

スポーツ広場駐車場	4～3月	午前 9時00分から 午後 5時00分まで
南ゲート駐車場	4～3月	午前 9時00分から 午後 5時00分まで

○ 草津市立ロクハ公園ディキャンプの森管理運営要綱

バーベキュー広場 ピクニック広場	4～3月	午前10時00分から 午後 4時30分まで
---------------------	------	--------------------------

② 市民活動団体等へのガーデニングの推進

草津市みどりの基本計画等を推し進めるために、事業団と造園組合スタッフによる「みどりのサポートセンター」を草津市公園事務所に設けます。

「みどりのサポートセンター」はロクハ公園の花壇、緑地やレイズドベッドを利用して市民活動団体等に対してガーデニング活動に関する相談、活動の場の提供や花苗、堆肥の配布などを行うとともに、積極的に町内会や市民活動団体の拠点へ出向いてガーデニングに関する講座やワークショップ等を開催します。

③ 清掃業務

● 清掃場所・管理体制

清掃場所	管理体制
多目的広場 / ディキャンプの森 / 散策道 / 管理棟 / 野外ステージ / ジャブジャブ小川 / スポーツ広場 / 南ゲートエリア（キャンプ広場・お花見広場） / 駐車場	職員対応・一部業務委託により実施

● 曜日別 ロクハ公園管理スケジュール（基本）

配置職員	月	火	水	木	金	土	日
所長（副所長）	*	*	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所
職員A	*	事務所	園内	*	園内	園内	園内
職員B	*	園内	*	園内	園内	園内	園内

・ディキャンプの森は、利用状況に応じて適宜実施します。

・トイレ清掃は、毎日実施します。

*・・・休日

● 年間 ジャブジャブ小川清掃スケジュール

形態	実施月・場所	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委託	睡蓮池											○	
	濾過槽		○		○		○		○			○	
	補給水ピット				○							○	
職員 対応	滝・徒歩池他 循環ポンプ	適宜実施											

● 曜日別 スポーツ広場清掃スケジュール

実施月	月	火	水	木	金	土	日
4～10月	*	○			○		
11～3月	*	○					

○・・・実施日 *・・・休場日

● 曜日別 南ゲートエリア清掃スケジュール

実施月	月	火	水	木	金	土	日
4～10月	*	○			○		
11～3月	*	○					

○・・・実施日 *・・・休場日

④ 植栽管理業務

● 植栽維持管理計画

植栽の維持管理作業は、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう定期作業、不定期作業、臨時作業ごとに区分して計画します。

定期作業は、点検、清掃、樹木等の手入れ、不定期作業は、枯損木の撤去、樹木の補植、支柱の取り替え、また臨時作業は、台風・地震等の災害により復旧を要する作業や急きょ必要が生じた場合に行う樹木の手入れ、倒木起こし等を想定しています。

なお、維持管理作業は、樹木が有する生理機構や萌芽、伸長、肥大、充実といった生長パターンを十分に確認し、その型に反することのないように年間の気候等を考慮し、実施の時期・方法を選びます。

⑤ 施設の巡回点検

公園施設の機能を十分に発揮できるよう、絶えず施設の巡回・点検を行います。

また、専門業者による遊具等の点検を年1回以上行い、利用者（特に子どもたち）に安心して遊んでいただけるよう努めます。

（２）樹木等植物の育成および管理技能の状況

公園における樹木管理は、単に個体レベルとしてだけの管理に留まらず、周囲の環境条件と調和を図りながら管理します。また、樹種による特性や四季の移ろい、一つのまとまりとしての景観も考慮します。

適切に育成および維持管理された樹木は、その樹木本来の機能（温度や湿度の緩和、大気の浄化等環境改善にかかるもの）の目的を果たすだけでなく、景観に安らぎを与え、癒しの空間としての効果を増加していきます。

私たちは、昭和63年のオープン以来、管理受託してきたロクハ公園の植栽管理を実施してきた技能を最大限に発揮し、樹木の成長あるいは生態的遷移に伴って刻々と変化する状況に合わせて、周囲との調和を保ちながら健全な育成および維持管理に努めます。

① 維持管理作業

■ 樹木管理

☐ 常緑樹

- ・ 必要に応じて、年度毎に実施エリアを選定し、計画的に実施する。新芽が出る前、新芽が固まった後に繁茂した樹木の軽剪定を行い自然樹形に整える。

☐ 落葉樹

- ・ 必要に応じて、年度毎に実施エリアを選定し、計画的に実施する。休眠している12月～2月に繁茂した樹木の軽剪定を行い、自然樹形に整える。

☐ 枝下ろし

- ・ 目視点検で安全上必要と認められる時もしくは苦情、要望等が寄せられた時に利用上の安全や、樹木の生育上問題のある枝を切除する。

☐ 病虫害防除

- ・ 必要に応じて、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」に基づき、予防と早期発見による剪定防除と物理的駆除を基本とし実施する。農薬の使用は極力控える。

☐ 枯損木処理

- ・ 必要に応じて、安全上不可欠と認められる場合及び樹林地の保全に影響を及ぼす場合に、地際より伐採する。

☐ 施肥

- ・ 年1回、緑化植栽の樹勢回復を目的とする為、花後や秋季に即効性の物を施す。

☐ 中低木管理

☐ 玉物、寄せ植え手入

- ・ 必要に応じて、徒長枝を中心に、園路へはみ出した枝や視線を遮る高さに伸びたものを機械により刈り込み、樹形を整える。同じ箇所での剪定を避けコブの形成を抑止する。

■ 草地管理

☐ 機械除草

- ・ 年数回、肩掛式草刈機等を用い、雑草を刈り取る。樹木周りは、刈刃で樹皮を傷つけないよう注意する。

☐ 人力除草

- ・ 年数回、機械を用いることのできない部分（植込み地内）の雑草を刈り取る。鎌等の道具を使用する場合、株元の樹皮を傷つけないよう注意する。

☐ 生物多様性に配慮した除草

- ・ 除草の刈込み回数、頻度、刈高等を調整し、昆虫等の生息を推進する。

■ 芝地管理

☐ 芝刈り（平坦部）

- ・ 年数回、芝刈機を用いて芝を刈込み、健全な育成を図る。直立茎と葉の境目である生長点の下で刈り、直立茎が露出してしまう「軸刈り」を行わないよう注意する。また、ゼブラカットにより美しい芝生景観を保つ。

☐ 芝刈り（斜面部、樹木回りなど）

- ・ 年数回、肩掛式草刈機を用いて芝を刈込み、健全な育成を図る。直立茎と葉の境目である生長点の下で刈り、直立茎が露出してしまう「軸刈り」を行わないよう注意する。

☐ 施肥

- ・ 年1回、芝に肥料を与え生育促進を図る。実施する際は成分や量に留意し「肥料焼け」に注意する。

☐ 目土かけ

- ・ 必要に応じて、目土をかけ不陸を調整するとともに発芽・発根を促進する。

■ 草花管理

☐ 花壇等管理

- ・ 耕耘、肥料の鋤込みと、植付けを実施する。耕耘の際、小石やゴミ等を取り除く。植物の生長を考え配植する。駐車場からの園路等にプランター等を増やす。

■ 樹木診断

樹木診断とは、活力の衰えた樹木や倒木・幹折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して、適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的に行います。このことにより、事故を未然に防ぎ、より安全・安心で快適な公園空間の維持に資することができると考えています。但し、必要な経費を計上していただいて、初めて実現できるものです。

■ 巡回点検(パトロール)

巡回点検は、病虫害の発生状況、樹勢や土壌の状態、事故などの人為的な被害、腐朽や枯れなどの有無を確認するため定期的に実施し、これらの結果を維持管理作業に反映させていきます。定期的に実施する通常巡回点検は年1回以上とし、緊急巡回点検は台風通過の前後など適宜実施します。

② 技術力の確保と経費の適確な執行

公園樹木の維持管理作業は、剪定や病虫害防除などの専門的な技術や知識が不可欠となります。通常、維持管理業者を決める方法は金額の多寡による入札が一般的ですが、金額の多寡だけでなくより優れた技術や知識を有する造園組合が対応し、費用対効果の最大化に努めます。

(3) プールの管理・監視体制、職員体制

プール管理

プールをはじめとするスポーツ施設の管理運営の経験が豊富な(株)サンアメニティ大阪が利用者の安心・安全をモットーに、利用者が快適に楽しく利用できるよう、基準に適合する水質の維持に努めるとともに、プール設備等を常に清潔にかつ使用に適する状態に保ちます。また、スポーツ施設や公共施設の管理経験から得たノウハウを活かして、維持管理を適切に行うことにより貴重な水資源を効率的に利用し、省エネルギーに努めます。

【プールの管理体制の明確化と管理作業を標準化します。】

プールを適切かつ円滑に管理するためには、管理体制を明確にする必要があります。プールの管理は、プール管理全体を総括する「プール管理責任者」、プールの衛生保持その他の実務を管理する「プール衛生管理者」を(株)サンアメニティ大阪が担当し、利用者の監視・指導等を行い事故等の発生時に救助活動を行う「監視員」の指導・育成を行います。プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護を行う技能も監視員の事前研修で取得します。これらを組織化することで相互に連携することによる円滑なプール管理を行います。

なお、プール衛生管理者は、プールの衛生及び施設の管理について知識を有する有資格者とし、公的機関が開催する講習会等により、その知識及び技能の向上に努めます。

また、遊泳用プールの衛生基準、「滋賀県遊泳用プール条例および同条例施行規則ならびに関係諸法令」を順守し、適正な管理を行います。

職員体制

プールの管理は、専門性を必要とする業務のため、プール管理・運営の専門業者であるサンアメニティ大阪が、安心・安全を確保したサービスの向上に努めます。また、プール管理責任者と事業団のプール担当職員の連携を強化することで円滑なプール管理を行います。

職員体制は施設業務に適した管理体制を確立することが大切なことから、プールの管理作業を標準化するために、「維持管理マニュアル」を作成します。各管理作業の業務分担、管理計画、設備・機器の点検方法及び操作方法、水質検査の実施方法、事故発生時の連絡・応急体制などを定め、個々のプールに適した実行性のあるマニュアルとしたうえで、情報を共有する体制とします。

プール営業期間中はプール管理者・監視員の氏名と勤務時間、約2時間ごとの外気温、室温、湿度、プールごとの水温、残留塩素濃度、PH、水、塩素剤、清澄剤、重油使用量、ろ過機ごとの循環水量、圧力、AED 作動チェック結果、熱中症指標値や入場者数などのデータを日報として取り纏め、各データ項目の傾向確認と情報共有します。

プールでの業務分担、役割分担について

●プール総括責任者

プール総括責任者は、プール現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行います。管理業務の遂行にあたり、市民が広く利用する公の施設としての当施設の性格を十分に認識し、利用者にとって快適な環境づくりと利用の促進を目指すとともに施設などについて、日常または定期に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努める事とします。またロクハ公園プールの利用促進を図るために、積極的に広報活動を行うとともに、魅力ある自主事業の企画及び実施に努めるものとします。

●プール副責任者

プール副責任者は、プール総括責任者の不在時（休曜日、有給休暇、勤務場所以外での研修、病欠など）にプール統括責任者の業務の代理として選任します。日本赤十字社 水上安全法救助員、プール衛生管理者、日本プール監視業協会 プール監視救助員、救急法講習会を受けたものなどプール監視や救急救助措置に経験豊富なものを当てます。

●プール監視員

プール監視員は、閑散期と繁忙期に区分して、必要に応じた人員を配置することにより、ムダとムリのない効率的な人員配置をいたします。

夏期を中心に営業するプールですので、短期アルバイトが主な従業員となります。新規で従業員を採用するにあたり、地域振興の観点から民間求人媒体やインターネット、掲示板などを活用して地元の住民の方をお願いしたいと考えています。

監視員には、救急救護訓練を受講したものを配置し、プール遊泳者の事故防止のため、監視台による定位置監視、巡回監視、水中監視などを行い、危険な状態においては迅速な救護を行います。

また、プール利用に関する規則などを守らない利用者に注意を促します。プール場内に

において挙動不審な者を発見した時は、必要に応じて責任者に報告して臨機に対処を講じます。

●券売員（受付員）

券売員は、来場者のお出迎え対応、施設内の案内などが主な業務です。来場者にとって最初に接するのが券売員です。そのため「プールの顔」ともいえる重要なポジションです。

お客様の対応の他、電話対応やデータ入力、資料作成、簡易な清掃や庶務業務など業務内容が多岐にわたります。

プール監視員体制

【プール監視員は、管理に空白が生じないように適切に管理します。】

プール使用中は、必ずプール監視員がプールの管理（監視、指導等）を行います。その場合、スタッフの交代時などに管理に空白が生じないような体制を整えます。

プール監視員は、使用前から終了後の施設全体の点検及び施錠措置までの管理を、毎日責任をもって行います。

【プール使用中は、適切な人数の監視員を配置し、遊泳者の事故防止を図ります。】

プール使用中は、プール全体がくまなく監視できる適正な位置に適切な人数の監視員を配置し、遊泳者の事故防止を図ります。また、応急救護等の訓練を受けた監視員を配置します。監視員の具体的な人数は、以下に定めるとおりですが、事故発生時の救助や連絡などを考慮し最低2人以上の監視員を配置します。

なお、事故防止の観点から一定の間隔（60分毎に10分休憩）において全遊泳者をプールから上げて、安全確認するとともに、遊泳者の休憩時間を確保します。

【監視員は予想される入場者数に応じた配置体制で配置を計画します。】

長梅雨や台風接近時、猛暑が続いた場合などの気象的なリスク、新たなウイルス等の感染拡大防止対策などの疫学的なリスクに柔軟に対応して監視員を増減させて効率的に運用することにより、安全の確保と人件費を効率的に抑える提案を致します。

配置数（案）

電話対応 （1名）：主に5月・6月・9月の平日・休日

準備・後始末 （7名）：主に5月・6月・9月の平日・休日

繁忙期（少） （15名）：夏休み以外の平日（7/20までの平日、8/25以降の平日）

繁忙期（多） （20名）：土日祝日、夏休み期間（7/20から8/25）

・配置方法については、担当交代制を採用し、「流水プール・スライダープール担当」、「2

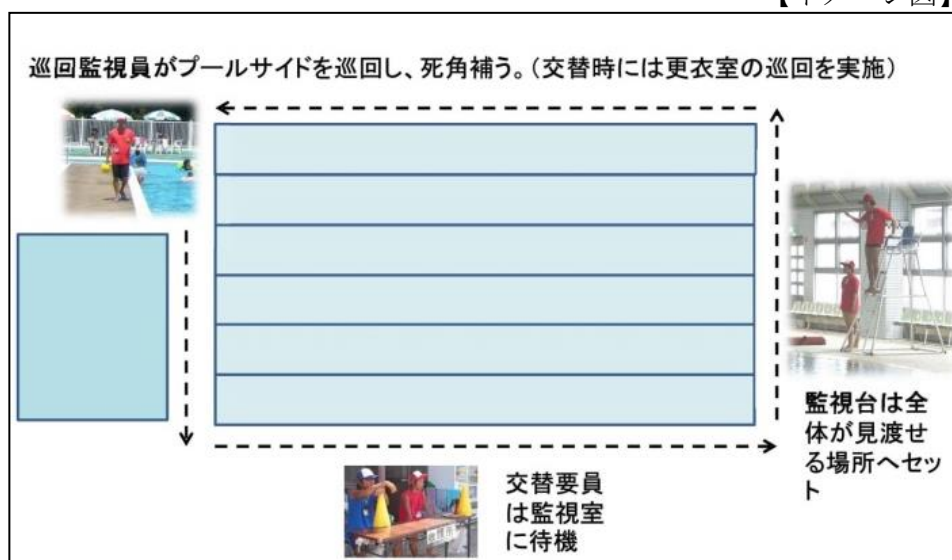
5 mプール安全監視・幼児プール担当」「受付・券売担当」ごとにスタッフを配置することで、利用者の安心・安全の確保ならびにサービスの向上に努めます。

- ・監視員の中から責任者（業務履行に関し、十分な知識・経験ならびに適切な判断能力をもった者）を選任し、常時巡回を行なうとともに、事故等が発生した場合には迅速に対応できる体制を整えます。

●事故防止のための監視体制について

監視員は、プール全体の安全確認を行うと共に、巡回監視員への指令及び利用者への各種案内を実施します。また、危険行為の広範囲での確認・注意、迷子や落し物対応などのフォローを行います。営業の開始・閉場後と利用者の一斉休憩時間等を活用して、監視員がプール内の水底確認を定期的を実施し、排水口のビスの緩み等の異常の有無をチェックして記録に残します。監視員のシフト構成に際しては、休憩時間の確保を徹底し、夏期繁忙時には、監視員を増員してプールの安全を確保します。

【イメージ図】



●プールの安全監視体制

私たちは事故（溺水・怪我）や災害から利用者の安全を確保することが、従業員（監視員）の役目であり、統一した緊急体制を確立し、プールに従事する者全てが救助法や心肺蘇生法の知識や技術の習得、傷病者への対応などを理解し、身につけることが必要であると考えます。

- I. 監視業務：監視台からの監視とプールサイドの巡視による監視にて安全確保
- II. 監視引継：監視ポジションの引継を確実にし、監視に遺漏のないよう実施
- III. 監視体制：入場者の混雑具合、遊泳状況により適切な数の監視員を配置
- IV. 入水者等：遊泳者の安全確保のため、状況に応じて入水者の制限を行います
- V. その他：私たちは監視にあたり次の事項に注意いたします。

- ・入水者で危険を伴う行為のある場合（飲酒者など）は入水を禁止する。
- ・場内の利用ルールが正しく守られ、安全・快適な水泳が出来るよう配慮する。
- ・監視員の服装は水着又は定められたユニフォームを着用する。

●救助方法

監視員は、溺者を発見したら、出来るだけ早くプールサイドを移動して、溺者に最も近い所から入水し、溺者を確保し背の立つ深さであれば、そのまま歩いてプールサイドへ移動します。背の立たない場合若しくは泳いだ方が安定して移動できるケースでは溺者の状態に応じた泳法でプールサイドまで運搬します。

●監視員の心構え・救助方法

【監視員の心構え】

- ① 監視員は、毎日必ず施設営業の前後にマニュアルに基づきプール槽内のチェックを実施します。
- ② 監視責任者は溺者傷病者等の発見時のフローチャートを作成し、監視室内及び事務室内に掲示します。
- ③ 監視員には水上安全法の訓練を定期的実施し、溺者の救助から運搬・蘇生・救急車の手配・監視員の連携等の手法について習得させるようにいたします。特に溺水事故は一刻を争うとともに、救助後の処置が大きく影響を及ぼす事を踏まえ、AED の操作とともに、蘇生法は従事者全員に習得させます。

【参考画像:水上安全法に基づいた救助方法】

①溺者を見失わぬよう、順下飛込みにて、入水する。



②溺者に慌てて掴まれぬように後方から防御の姿勢を確保し静かに近づく。



③溺者のあごを確保し、逆あおり泳法で運搬体制に入る。



④溺者の状況に応じて、泳法を変えて運搬する。
(画像はヘアキャリー)



⑤プールサイドまで運搬したら先に救助者がプールサイドに上り溺者を引き上げ



●利用者に対して注意を促す対策

参加者の皆さまが健康で安全に活動していただけるように、助言や適切な指導を行います。また、危機回避のための「準備運動の励行」「体調管理の徹底」「利用者マナーの励行」などについて掲示板を活用するなど注意喚起を行います。掲示板やポスター掲示には、お子様や高齢者、外国籍の方にも理解できるように文字の大きさやイラスト、容易な表現などをわかりやすいように工夫します。

●施設内の安全点検の実施

毎日の点検として、監視員が定期的に巡回して不具合の有無について点検します。点検にて不具合を発見した場合には、直ちに応急処置と修繕をおこないます。その上で、使用中止など対応状況の周知を徹底します。

また、利用者に対して対応内容を掲示することにより、安全管理情報を発信します。

比較的修繕が容易であると判断した場合には、保守点検会社、メーカーなどの協力体制により、交換・補修を速やかに行います。大規模・複雑な不具合の場合は、市と協議のうえで最善の方法にて対処します。



【ろ過吐出柵のチェック】

台風など暴風雨が予想される場合は、事前の詳細な安全点検を実施するとともに、被害防止のための物理的措置を講じます。また、早めの閉館など利用者の安全確保を最優先した対応に努めます。

●事故発生時の対応について

救助は、1人で行うのではなく各ポジションに配置される監視員の連携によって試されるものだと認識しております。また、溺水者の位置がプールサイドの近辺や、浮き具を投入できる場所である場合などは入水せず、陸から救助することも可能なケースもあると考えます。

しかしながら、救助方法は即時の判断が必要であり、いざ入水して救助を行う場合にはその救助訓練を平素より実施し、監視員一人一人が確実に実施出来るよう取り組みます。

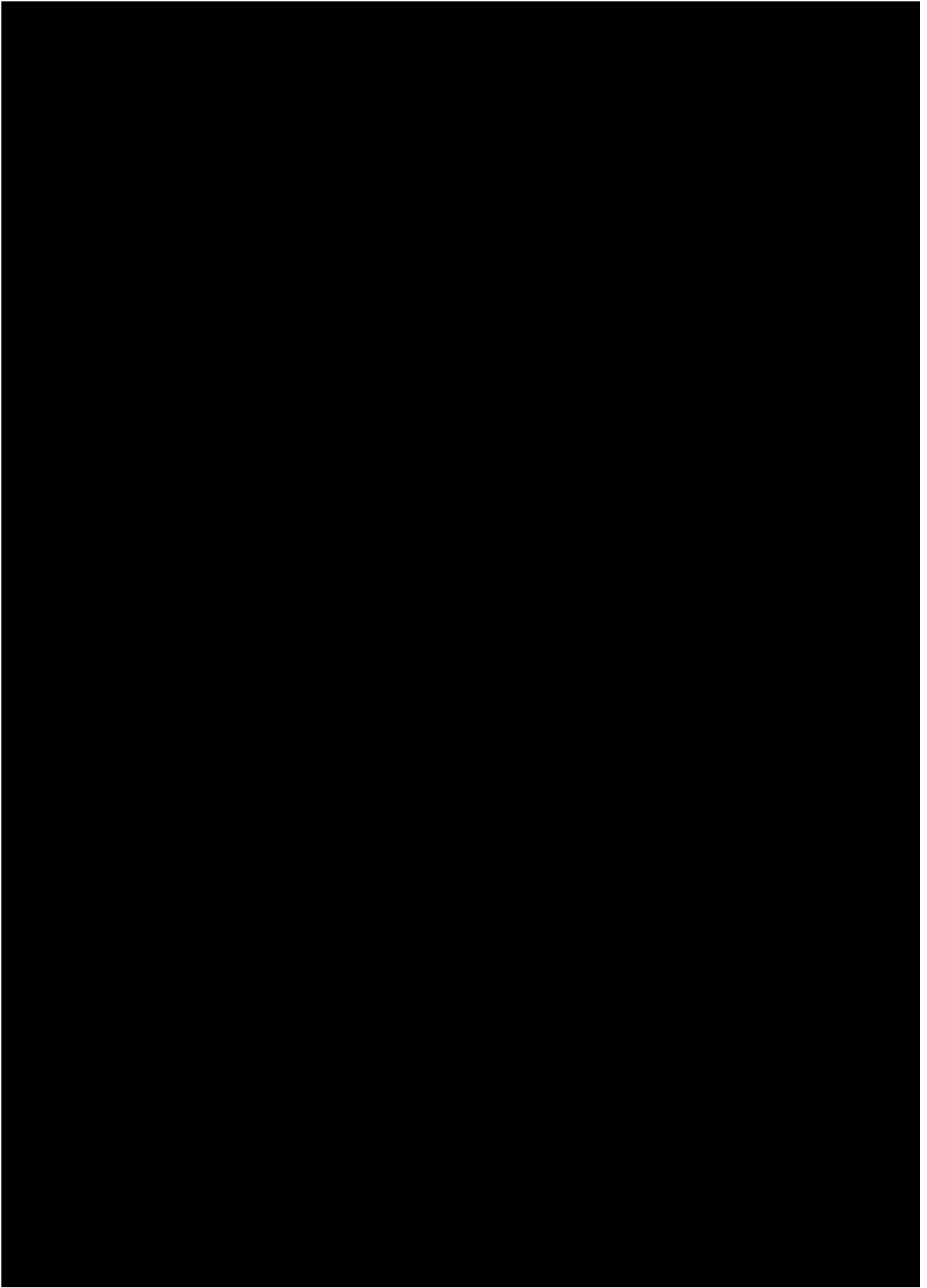
●研修計画について

全従業員を対象に行なう基本研修で、接遇、救命講習、業務理念研修、施設管理能力の向上について研修を行います。従事以前の事前研修に加え、雨天の利用者が少ない時期など随時研修を実施して公共施設の従事者としての練度を高めます。

基本研修では、単に接客態度や礼儀だけでなく、コンプライアンス研修、人権問題などを取扱い、従事者自身が公的施設で従事することで、利用者がどのようなサービスができるか、どのように利用の公平性を保つのかを研修します。



【研修風景】



（４）水難事故防止、水泳指導、水質維持の技能及び技術の状況

対策

- １．プール設備の点検整備および水質等の管理
- ２．救急救護用具の整備
- ３．入泳者の行動規制（プールサイドや通路で走らないよう監視員が注意を喚起）
- ４．監視体制の整備（プールの水面をもれなく監視できる適切な監視員配置）
- ５．緊急時の対応（連絡体制・事故発生を想定した訓練の実施）
- ６．既設置ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の操作手順や心肺蘇生法などの普通救命講習を毎年全職員が受講し、不慮の事故に対応
- ７．看護学生や福祉専攻学生の積極的な採用
- ８．十分な日常清掃（転倒・擦過傷・切傷の防止）
- ９．監視員による適宜危険物の除去（転倒・擦過傷・切傷の防止）
- １０．毎時間１０分休憩中のプール内外の安全確認と水質検査
- １１．熱中症予防（注意放送・測定値の掲示）
- １２．光化学スモッグ注意報、食中毒注意報、緊急地震速報等発令時の注意喚起放送
- １３．気象に関する注意報等発令時の注意喚起放送
- １４．２５ｍプール安全監視員は、プールサイドや通路を走らないよう監視員が注意を喚起する他、緊急時はプール水槽内への避難誘導を行う。

① 事故発生時等の措置

【日頃から事故発生時を想定した訓練を行います。】

事故発生時には人命救助を第一に適切な処置を行います。そのためには、プール全体を監視できるように施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置するとともに、監視室には無線機や救急薬品等を備え、日頃からマニュアルに基づき事故発生時の対処方法についての訓練を行います。

監視員には一定の泳力のある人材を選任し、監視員の訓練内容には飛び込み事故や溺水事故の他、排水口等における吸込み事故も想定して行います。監視員がプールの構造について把握し、異常を察知した場合の対応（他の監視員への連絡、ポンプの非常停止、利用者への注意喚起等）についても同様に訓練を行います。

② プールにおける感染症防止

【感染症の発生時は、伝播防止のため、直ちにプールの使用を中止します。】

プールにおいて感染症が発生した場合は感染拡大防止のため、プールの使用を直ちに中止します。必要に応じプール水の全量を入れ換え塩素剤でプール本体の消毒を行います。附帯設備（更衣室、便所等）の消毒も併せて行います。

なお、事故や感染症が発生した場合は速やかに草津市および保健所へ連絡のうえ、「プールにおける事故・健康被害等発生状況報告」により報告します。

また、プール管理責任者は、プールにおける事故や感染症の発生を未然に防ぎ、かつ、遊泳者によるプール水の汚染を防ぐため、プール施設内で守るべきルールを周知徹底いたします。併せて「利用者への注意事項」を作成し、更衣室やプールサイドなど利用者の見やすい位置に掲示するとともに、利用者に対し放送で呼びかけを行い、プール監視員等が必要な指示や注意を促します。

【プールに起因する感染症の発生防止に努めます。】

衣服、靴などを着用する日常の生活と異なり、水着を着用する遊泳時には、外傷などの危険が多くなります。

プールを介しては、“プール熱”といわれる咽頭結膜熱、“はやり目”といわれる流行性角結膜炎やその他皮膚炎などの感染症が発生するおそれがあります。これらの感染症の原因となる細菌やウイルスは、ほとんどが遊泳者からプールに持ち込まれるものです。これらの、感染症などの発生を防ぐため、プール管理を適切に行うことは言うまでもなく、遊泳者への守るべきルールの周知徹底を図ります。

その他、緊急を要する場合は草津市と緊密に連携した対策を講じます。

水質維持の技能及び技術の状況

1) 新鮮水の補給

【新鮮水の毎日の補給水量は、プール容量の10～20%とします】

プール水は満水にしておいても、遊泳者が入ることによって減水し、その水面には、遊泳者の毛髪や垢、煤塵、昆虫などが浮遊しますが、底部の排水口からは排出されません。そのため、プール使用中は適時新鮮水を補給しオーバーフローさせます。

また、プール水中の溶解物質についても濾過機では十分に浄化されずプール水に蓄積されることから、新鮮水を補給しオーバーフローさせる必要があります。

新鮮水の毎日の補給水量は遊泳者数により異なりますが、プール容量の10～20%を目安にします。これを管理するため補給水専用の量水器（メーター）を設置し、毎日の補給水量を管理日誌に記録します。

2) 濾過機の運転

【プール開場期間中は、適正に濾過機を運転することが必要です】

プール水を衛生的に保持するため、濾過機を適正に運転し、プール水循環させ、プール水中の汚濁物質を取り除きます。

また、濾過機の出口で循環水の濁度について、シーズンに1回以上検査を行います。浄化後の循環水は、濁度が0.1度以下を目標に、0.5度以下になるよう浄化設備の維持管理を行います。

【ヘアーキャッチャーによる定期的な掃除を行います。】

プール中の毛髪や大きなゴミを取り除くため、プール水を濾過する前にヘアーキャッチャー（集毛器）により定期的にゴミを取り除きます。

3) プール水の消毒

遊泳中の遊離残留塩素濃度は0.4 mg/L以上1.0 mg/L以下に保持し、プール内で均一となるように管理します。

また、直射日光、遊泳者の急増などによる塩素の急激な消失に注意して、遊離残留塩素濃度を測定しながら塩素管理を行います。

- ・プール使用中は、消毒薬を適時連続注入します。
- ・プール使用開始前に有利残留塩素濃度0.4 mg/L以上を確認して遊泳を始めます。
- ・安定した消毒効果を得るためにはプール水をpH 7付近に調整します。

4) 薬品の保管

塩素剤入りのポリ容器のプールサイドなどへの放置は、品質保持と薬品の化学反応による事故防止のため直射日光の当たらない風通しのよい専用の保管庫に施錠して保管します。

5) 水温

温水プール以外のプールでは、水温は22℃以上を目安とし、遊泳は、天候・気温・風速などを加味して判断します。

なお、プール入口の掲示設備には、プールの水温や屋内プールにおいては室温なども掲示します。

6) その他

屋内プールでの換気

屋内プールでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため十分な換気のために窓を開放して大型送風機の設置する、可動式上屋を動かして通気性を保つなどの対策を講じます。

また、換気により塩素臭発生や二酸化炭素（炭酸ガス）濃度増加を防止します。

屋内プールでの照明

屋内プールや夜間に使用するプールでは、遊泳者の事故防止のため、プールの水面及びプールサイド上で、100ルクス以上の照度を保ちます。

採暖室の利用

夏季期間中のみの運営のため、採暖室利用に関しては令和5年度より中止しております。

Ⅲ－６ 都市公園等の管理体制

児童公園等の管理体制

（１）公園・植栽の管理体制、職員体制

① 遊具点検業務

公園内にあるすべての遊具について、利用者が安心・安全に利用していただくために専門の知識、専門の資格を有する業者に委託して年１回以上の点検を行います。また、点検で緊急性の高い不具合等が報告された場合には迅速に使用禁止等の処置を行い、容易に修繕できるものや緊急性が低いものについては速やかに修繕計画を立てて対応を行います。また、遊具以外の公園施設の外灯や四阿等の外構についても年１回の点検を行います。

② 植栽管理業務

● 植栽維持管理計画

植栽の維持管理作業は、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう定期作業、不定期作業、臨時作業ごとに区分して計画します。

定期作業は、点検、清掃、樹木等の手入れ、不定期作業は、枯損木の撤去、樹木の補植、支柱の取り替え、また臨時作業は、台風・地震等の災害により復旧を要する作業や急きょ必要が生じた場合に行う樹木の手入れ、倒木起こし等を想定しています。

なお、維持管理作業は、樹木が有する生理機構や萌芽、伸長、肥大、充実といった生長パターンを十分に確認し、その型に反することのないように年間の気候等を考慮し、実施の時期・方法を選びます。

■ 剪定

公園樹木は日々生長を続け、放置すると枝が伸長し周辺構造物への影響や建築限界への進入など様々な支障が生じるようになります。また、枝が込み合うことによって樹幹内の通風や日照が確保できず樹形が変形したり、病虫害発生、台風による倒木や降雪による枝折れの要因ともなり、樹木自体の損傷にもつながる恐れがあります。このため、公園樹木の樹種や形態により、適切な時期に樹形バランスの良い剪定を行うことで、本来の樹形や病虫害が発生しにくい健康的な樹木管理を行います。

中低木の剪定は、枝が伸びすぎて歩行などの通行や安全に支障があると判断する場合や、美観上必要とされる場合に実施します。単木として植えられている場合や寄せ植え、

あるいは柵植えとなっている場合も、連続した植栽としてのバランスに配慮した剪定を行います。

■ 病虫害防除

公園樹木の病虫害は、沿道の庭木や農作物等への被害、歩行者や沿道住民への不快感や場合によっては健康被害に至るケースもあるため、予防対策を講じるなど巡回点検による早期発見等により迅速に対応します。場合によっては、樹木の専門家とともに防除を行います。

■ 芝生管理

芝生の生育は生長と芝刈りを繰り返すことで維持されることから、芝生の生育サイクルを順調に回転させることを目的に行います。

○刈込み ○施肥 ○目土掛け ○病虫害防除 ○エアレーション など適宜行います。

■ 草地管理

公園内の安全・美観維持のため、また植栽の健全育成維持を図ることを目的に行います。

■ 枯損木伐採

樹木の枯損による倒木等の危険を回避することを目的に行います。

■ 樹木診断

樹木診断とは、活力の衰えた樹木や倒木・幹折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して、適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止することを目的に行います。このことにより、事故を未然に防ぎ、より安全・安心で快適な公園空間の維持に資することができると考えています。

③ 地元近隣住民などからの依頼への対応

地元や近隣の住民からの公園に関する様々な依頼についても、緊急度合いを判断した上で、緊急性が高いものは迅速に対応し、緊急性が低いものについては地元町内会等にご理解をいただき、公正且つ公平な対応をしていきます。

また、地元町内会等からの様々な依頼に対して確認や処置を行ったときには、依頼事項以外の当該公園内の植栽や遊具についても不具合や不良箇所等がないか確認していく、先手対応に努めます。

なお、今回業務に追加された2点について、少子高齢化等により日常的な清掃等に課題を抱えておられる町内会に対して行う支援については、例えば、安易に草刈業務を代行することによって、他の町内会との公平さを欠き、新たな問題を生じさせる恐れがあることから、その実施については、市と協議のうえ、慎重に対応いたします。

さらに、児童遊園等内の行為許可手続きについては、許可に要する期間が長くなるなど、市民サービスの低下につながる恐れがあるため、あらかじめ許可基準や手続きにつ

いて協議し、通常は権限移譲をしていただきながら、疑義が生じた際には、市と指定管理者が迅速に協議を行うなど、スムーズな対応に努めます。

④ 施設の巡回点検

公園施設の機能を十分に発揮できるよう、絶えず施設の巡回・点検を行います。

また、専門業者による遊具等の点検を年1回行い、利用者（特に子どもたち）に安心して遊んでいただけるよう努めます。

Ⅲ－７ 危機管理体制

（１）危機管理体制および安全対策に関する対応策および考え方

数多くの公共施設の管理経験から獲得したノウハウを活かし、危機管理マニュアルの策定から日常のお声掛けまで、利用者とともに施設の安全・安心づくりにまた、訓練及び研修の実施など、予防安全を第一に取り組みます。

特に、施設を管理運営するにあたり、事故の未然防止が最も重要なものであると認識し、常に利用者と職員の安全・安心を確保するために、可能な限りの対策を講じます。

① 不具合箇所の迅速な報告と適切な処置

機器のトラブルによる事故・火災を予防するため、施設や設備の日常点検および定期点検を関連の規則などを順守して実施しています。点検作業で発見された不具合箇所は所属長に確実に報告・連絡・相談することを徹底し、適切な処置を迅速に行うとともに全職員がその情報を共有します。

また、点検時や日常の作業時における「ヒヤリハット情報」の収集と集積に努め、その対策の検討と処置を実施し、職員だけではなく点検作業を受託する外部委託業者との情報の共有化を図ります。

② 利用者への注意喚起の掲示

施設を安全に利用いただくための注意喚起や、万一の災害・事故が発生した場合の対応について、施設内放送、掲示等で確認してもらえる体制を整備します。また、熱中症や食中毒、光化学スモッグ、インフルエンザなどの各種注意報においても、適宜、施設内掲示や放送などにより注意喚起を行い利用者自身の予防も促します。

特に近年、屋外の運動施設における落雷による死傷事故が増加していることから、これまでも発雷時には屋外での活動を制限しておりましたが、早期の避難誘導に努めます。

③ 気象警報などが発令された場合の対応

台風や局地的豪雨等により大雨特別警報等の気象警報が発令された場合には、利用者の安全確保を第一に考え、市と調整を図ったうえで、施設利用の中止等の措置を早急に

行うとともに迅速な周知の徹底を図ります。また、場合によっては使用料等の還付等を行うなど、利用者に配慮した対応を心掛けます。

雷注意報が発令された場合はプール来場者に対して、雷警報が発令され、近くで雷鳴が聞こえた場合はプール利用を中止してプールから上がって室内プールのプールサイド（場合によっては、25mプールの空の水槽内）に集まって頂くことを入場時に掲示し実施します。プール利用の再開は最後の雷鳴から20分以上経過した後とします。

④ 防火・防災訓練の実施

消防計画に基づき、防火管理者を中心に自衛消防組織の編成や自主チェックの徹底を図り、年2回の消防訓練および避難誘導訓練を行います。また、同時に防災訓練を行い、職員や利用者の防災に対する知識を深めます。

⑤ マニュアルによる迅速な対応

あらゆるリスクを想定した災害・事故発生時の危機管理マニュアルを整備・更新し、全職員で共有します。

また、危機管理の重要性を認識して職員一人ひとりの危機管理に対する意識・知識を高めるとともに、緊急時において迅速かつ的確に行動できるよう、不測の事態を想定した訓練や研修、避難経路の確認などを年2回実施します。

⑥ 人命救助訓練の実施

施設管理に携わる全職員は採用後、事故や災害発生を想定した訓練や研修を予防保全の観点から実施します。

消火訓練や通報訓練、避難誘導訓練とともに水難救助訓練などの他、AED（自動体外式除細動器）の操作手順やCPR（心肺蘇生法）などの普通救命講習を、受付案内スタッフを含む全職員が適正に受講し、不慮の事故に対応します。尚、AED設備については電池切れなどが無いように、点灯状況を日常点検項目として毎日確認しています。

また、近年多発する熱中症発生時の対処方法についてもその周知徹底に努めます。

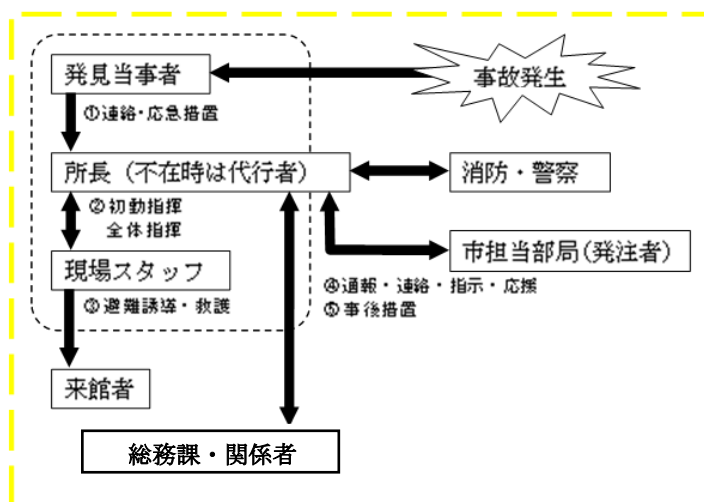


⑦ 関係先との連携

緊急時には事業団事務局、草津市公園緑地課など関係先との連携を密にして、災害・事故発生時の被害を最小限に食い止める努力をします。また、緊急連絡網を整備し事務所内のわかりやすい場所に掲示するとともに、職員間での共有を徹底し、迅速に関係機関や関係者に連絡できる体制を整えます。

⑧ 緊急事態発生時には初期段階での応急的措置と指揮支援体制

緊急事態発生時には初期段階での処置が重要であることから、まずは第一発見者が応急的措置を行ない、基本的には現場統括責任者である所長を現地での指揮官として対応します。なお、状況により事業団事務局から支援職員を派遣するなど支援体制を敷きます。有事にも常に冷静さを失わず、迅速かつ的確に対応することを念頭に置いて対処にあたり、人命最優先の原則を守ります。救急隊到着までの間、CPR（心肺蘇生法）とAED（自動体外式除細動器）を併用しながら全力をあげて命を繋ぐ行動を行います。



（２）苦情、トラブル発生時の対応

利用者からの苦情の申し出は、当施設への期待や強い関心の表れであることが考えられます。申出者の苦情内容を注意深く、相手の立場に立って聞き取りを行い、苦情の原因がどこにあったのか、当方の対応に落ち度がなかったのか、他に対応方法はなかったのかなどを多角的に検証し、誠意ある対応を示すことにより「もっとファンになっていただくこと」に努めます。

① トラブルを発生させないための取り組み

苦情内容を分析し、新たな発生が予測されるリスクに対する職員の意識を高め、リスクの早期発見と回避するための迅速な対応を心がけます。

また、受付窓口に「ご意見箱」を設置するとともに、施設のホームページにも「お問い合わせ」として意見を受け付けることで、常時、利用者の要望や苦情などを聞く体制を整えます。

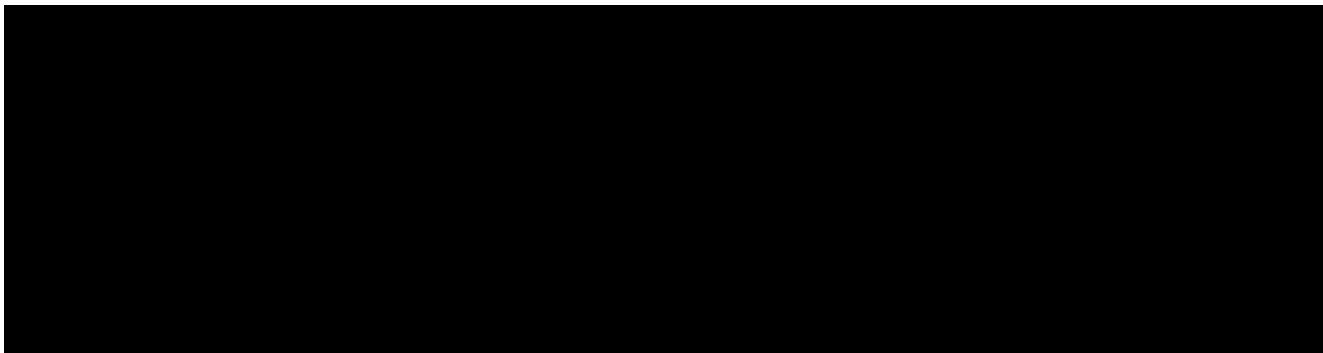
そして、利用者が安全・安心に利用していただけるよう、受付案内を含めた全職員の接客マナー研修などを定期的に行うなど徹底します。

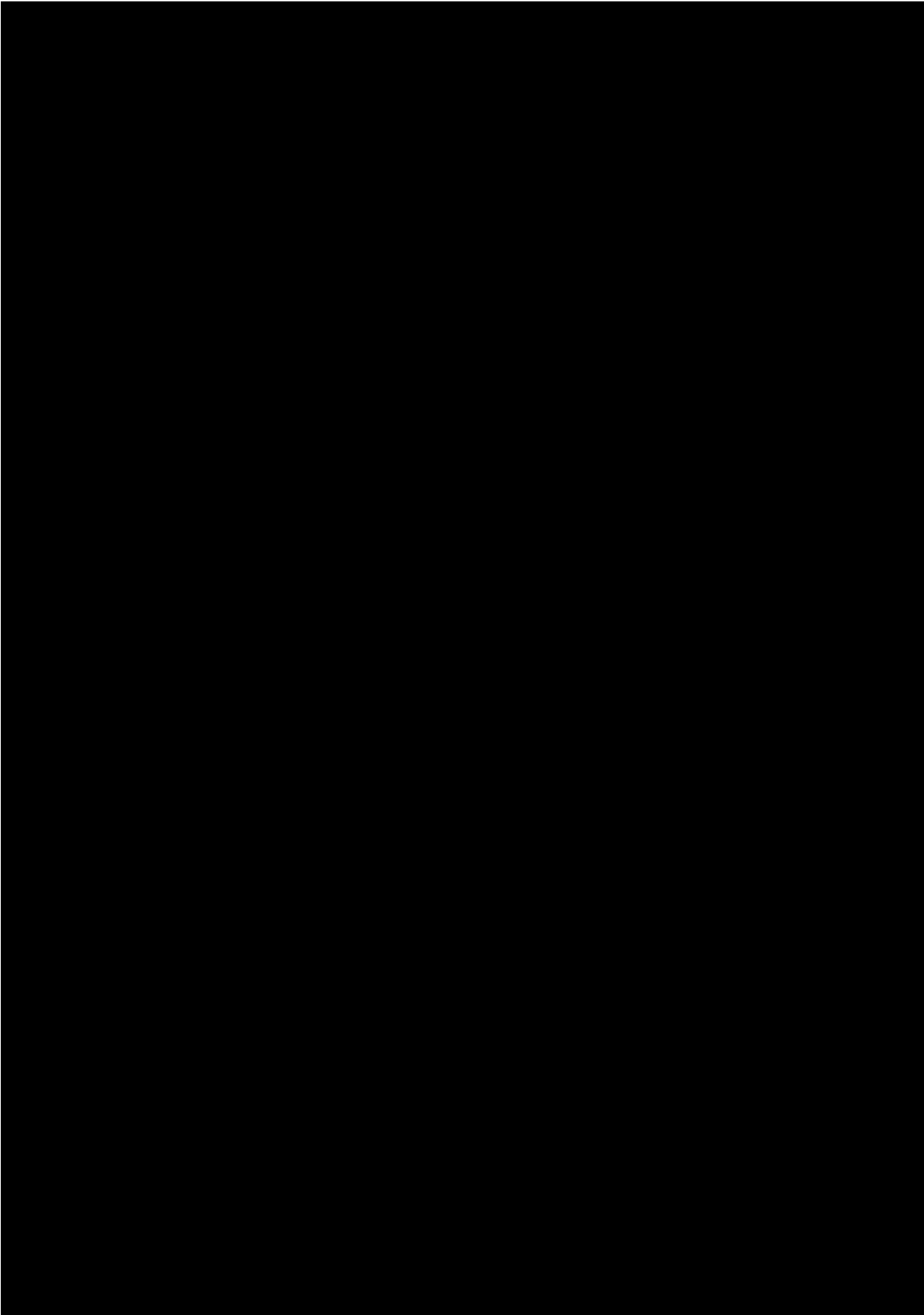
② トラブル発生時の取り組み

万一発生したトラブルに対しては誠意を持って解決にあたるとともに、「要望・苦情・トラブル報告書」に記録として留め、再発防止を目的とした情報共有とミーティングをその都度行います。苦情内容の分析・検討を行い、問題解決に向けて取り組みます。

事業運営に係る課題や即時に対処できないもの、指定管理者だけでは解決できない施設への要望や苦情についてはその都度、草津市と協議し、その対応にあたります。トラブルや苦情への対応状況については、必要に応じて草津市に報告するとともに、適宜利用者に掲示板などを利用して情報提供します。

また、施設で起こったトラブルについても、事業団が毎月開催している公の施設を管理する施設長による「事業団所属長会議」において報告し、事業団全体として情報を共有するとともに、他の施設においてのリスクマネジメントに活かします。





Ⅲ－８ 個人情報保護

（１）個人情報保護

ロクハ公園は日常業務において利用者情報やアンケート情報など様々な個人情報を取扱う施設であることから、個人情報保護法、草津市個人情報保護条例ならびに事業団の情報管理規程に基づき、下記の項目を順守し、情報管理を徹底するとともに、利用者一人ひとりの人権を尊重します。



なお、個人情報の取扱いにあたっては、施設長を個人情報取扱責任者として、個人の権利・利益を侵害することがないようにプライバシーの尊重と保護に努めます。

① 個人情報の利用範囲

職員には、業務上知り得た個人情報を他に漏らすことのないように徹底します。個人情報を収集し、または利用するときは業務の範囲内でのみ行うものとします。

② 個人情報の同意なき提供禁止

業務を遂行するため収集・作成した個人情報は、本人の同意なく第三者へ提供することを禁じます。また、業務の遂行のために市から提供された個人情報を複写・複製・持ち出しすることも禁じます。

③ インターネット経由で取交される個人情報の保護

デイキャンプの森利用申請などのシステム化においては参加者の氏名、住所、電話番号など個人情報を取り扱います。また、それらの個人情報が暗号化されて通信される信頼性の高いサイト（HTTPS）を利用して個人情報の漏洩が発生しないよう対策を講じております。

④ 個人情報の保管・処分

個人情報の記録された書類は、施錠設備のある保管庫に保管するなど厳正かつ厳重に

管理し、その保護に万全を期すとともに、不要となったものは必ずシュレッダー処理を行います。また、個人情報の記録はこれを滅失することのないようにします。個人情報は業務上やむを得ない場合を除き、外部への持ち出し禁止を徹底します。

同様にインターネットやホームページ、電子メール、U S Bメモリなどの記憶媒体の取扱いについても個人情報の保護に十分留意するとともに、サーバー、パソコンなど全ての機器においてセキュリティをかけ、情報の流出および流出による他者への被害を防止します。

⑤ 個人情報保護責任者の設置と職員の意識向上

個人情報保護責任者（事業団職員）により、個人情報の適正な管理が行われるように定期的にチェックを行います。また、個人情報等の取扱いについて研修を行うなど、職員の意識向上と知識の蓄積を行います。

なお、委託業者に対しても、上記の個人情報の取扱いについて文書および口頭により徹底します。

Ⅲ－９ 申請者からの提案

（１）サービス向上と収益確保のための新規事業の展開について

自主事業は、利用者サービスの充実を図るとともに、公園の特徴を生かしその設置目的と効用を最大限に高めるよう計画立案、実施します。具体的事業では、幼児から高齢者まで幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

事業収入はロクハ公園をはじめ、草津市内の児童公園等における事業に活用します。

１．ドッグランの運営

令和５年度から運営を開始し、週末や祝日となると多くの家族連れや愛犬家たちの憩いのプレイスポットとなっています。

二重ゲートや給水設備などの整備し、安全上の配慮から、極小犬や小型犬が遊ぶスペースと、中型犬や大型犬が遊ぶフリースペースは分離しており、休息ベンチや、日除けのパラソル等も設置しています。

また、スムーズな運用や遠方からの利用にも応えられるよう、スマホやパソコンからの申請が出来るシステムを構築し、２４時間３６５日、受付サービスを提供しています。

【利用料金（税込）】

１頭１時間 ５００円～

貸切１時間 ３,０００円～

（９時より当日分のみ受付先着順）



２．環境学習事業（ウォッチングシリーズなど）

自然に直接ふれること。自然体験はそこからはじまり、図鑑やインターネットで調べてもわからないことが自然の中にたくさんあります。少しでも多くの方が公園の自然を体験できるよう、園内で見ることができる昆虫や野鳥、草花やキノコの観察会など様々な環境学習事業を引き続き実施します。

【利用料金（税込）】

例）観察会など参加料：

大人 １名：３００円、子ども １名：１００円

3. クラフト素材などの販売

定番のどんぐりやマツボックリなど自然素材を活用したクラフト素材等を販売し、夏休みの自由工作、クリスマスリース作りなどを提案します。

また、剪定や危険木伐採等で発生した処理木の一部をアウトドア用の薪やチップ材、木の実やツル等もクラフト素材として販売します。

【利用料金（税込）】

例）クリスマスリース：1セット	1,000円
松ぼっくりツリー：1セット	500円
木のメダル：1セット	300円
木の実やじろべい：1セット	300円
木の実コマ：1セット	100円
など…	



4. カブトムシの養殖

現在、カブトムシ観察舎内で自然繁殖していますが、同じ土壌（育床）では、後退化し年々小さな固体となってしまうため、リサイクルチップ材を林地内に山積し、天然カブトムシの産卵床とし、羽化した成虫をカブトムシ観察舎にて飼育します。

順調に推移すれば販売することも可能となります。

【利用料金（税込）】

例）飼育ケース付き オス・メスセット	1,500円
--------------------	--------



5. その他の販売事業

○ 飼育動物用エサの販売事業

川原池で飼育するコイ等給餌用のエサを子どもたちが興味のあるガチャガチャで販売し、より一層興味を持って来園していただける取組をしています。また、餌場や小屋など定期的に清掃・消毒するなど、良好な衛生状態に配慮します。

ウサギの給餌等のふれあいを通じ、生命の育み、命の大切さなどの学びの場を提供します。エサの給餌時には、専用のピンセット状のつまみを用い噛まれる事のないよう、安全に配慮し、朝夕の清掃により、ウサギにも利用者にもやさしい衛生状態を確保します。

【利用料金（税込）】

例）ガチャガチャ：1カプセル	100円
----------------	------

○ 花苗等販売事業

「ロクハ感謝祭」などのイベント時に、公園事務所職員や公園サポーターなどが育

てた花苗（寄せ植えセット）等を販売します。

【利用料金（税込）】

例）花苗：1個 100円～、寄せ植え：1鉢 500円～

○ シイタケ原木等販売事業

シイタケを原木から育てることを楽しみ、採れたての食材を味わうことができるよう、種駒を植え付けしたシイタケ原木などを販売します。

これは、剪定や危険木伐採等で発生した処理木の一部を原木として活用します。

【利用料金（税込）】

例）シイタケ原木：1本（長さ約90cm） 2,000円



（２）市民等からの要望や苦情等の対応方策や窓口の一元化について

「公平・公正な利用者ニーズの反映」を目指し、PDCA マネジメントサイクルによる業務改善システムを取入れた管理運営を行っています。

① 利用者意見の把握方法について

公園利用者だけでなく、ともに公園づくりに関わっているボランティア・周辺住民・公園周辺施設の利用者の意見等、様々な主体との連携により多角的に意見を把握します。

② 市民等からの要望や苦情等の対応方策や窓口の一元化方策について

草津市における公園・緑化関係の要望や苦情は、草津市公園事務所が窓口を一元化することにより、軽微な事案に対する即応性と、重大事案に対する緊急安全対策を迅速に対応します。また、要望内容を踏まえて、現地確認を行います。

利用者等からは様々な意見が寄せられることから、公平・公正を旨として、苦情（クレーム）の内容を要求（デマンド）と必要性（ニーズ）を整理するとともに、状況に合わせ適切、迅速に対応します。なお、要望内容は、職員で共有し、類似の状況を想定し、リスク回避につなげます。



クレーム、ニーズ等の問い合わせ・受付

「クレームとニーズの仕分け」

- ① 提案や要望事項（ニーズ）⇒ 担当者へ伝達⇒ 担当者回答、記録保存
- ② その場で解決したクレームで危険性・再発性の無いもの⇒ 対応完了、報告
- ③ 事実誤認や誤解によるクレーム⇒ 説明、理解を得る⇒ 対応完了、報告
- ④ 不当要求に該当するもの⇒ 毅然とした対応、複数で対応、状況により通報

○不当要求事案の見極め

- ・苦情や要求の正当な根拠がなく、威圧的な内容である
- ・要求の内容が著しく過大である
- ・要求自体が反社会的である
- ・要求自体が違法性を持っている

- ⑤ 当方の不手際や落ち度があると認められるものは「クレーム対応」へ

「クレーム対応」

- ① 内容を記録し、所長へ一報することと併せて事業団総務部門へ報告。
- ② 担当者は当クレームに対して素早く適切な対策を実施。
- ③ 総務部門はクレームの内容を分析し、再発防止のため必要に応じ全事務所的な対策を実施。
- ④ 担当者は、クレーム発生から2日以内に「クレーム報告・記録用紙」を総務部門へ提出（対策が未完了の場合は、途中経過を記入）。文書やメールによるクレームの場合は、該当部分を転記又は添付。
- ⑤ 対策完了後、「クレーム報告・記録用紙」を必要に応じて、公表（市民の安全安心を脅かす可能性がある場合は、対策途中でも公表）する。

「クレーム検証」

- ①クレームに光を当てて、マイナスイメージを軽減
 - ・クレームを隠しても、同じようなクレームは再度発生し、いつまでもクレームゼロが達成できない。クレームを業務改善のアイデアに生かす。
 - ・クレーム対応をプラス評価し、組織運営に役立てる。

- ② クレームを分析

クレームは、市民の不満足から発生する。不満足の原因を解き明かす。

「不満足の7要素」・不安 ・不快 ・不信 ・不透明 ・不公平 ・不備 ・不便

「クレームの目的」 不満足を回復させたい、という思い。

「クレーム防止対策」

- ① 事前予測

お客様の視点で運営全般を見直し、トラブルや事故を先に想定し、クレームに至る脈絡を見つけだすことができれば、クレームを未然に防ぐことができる。

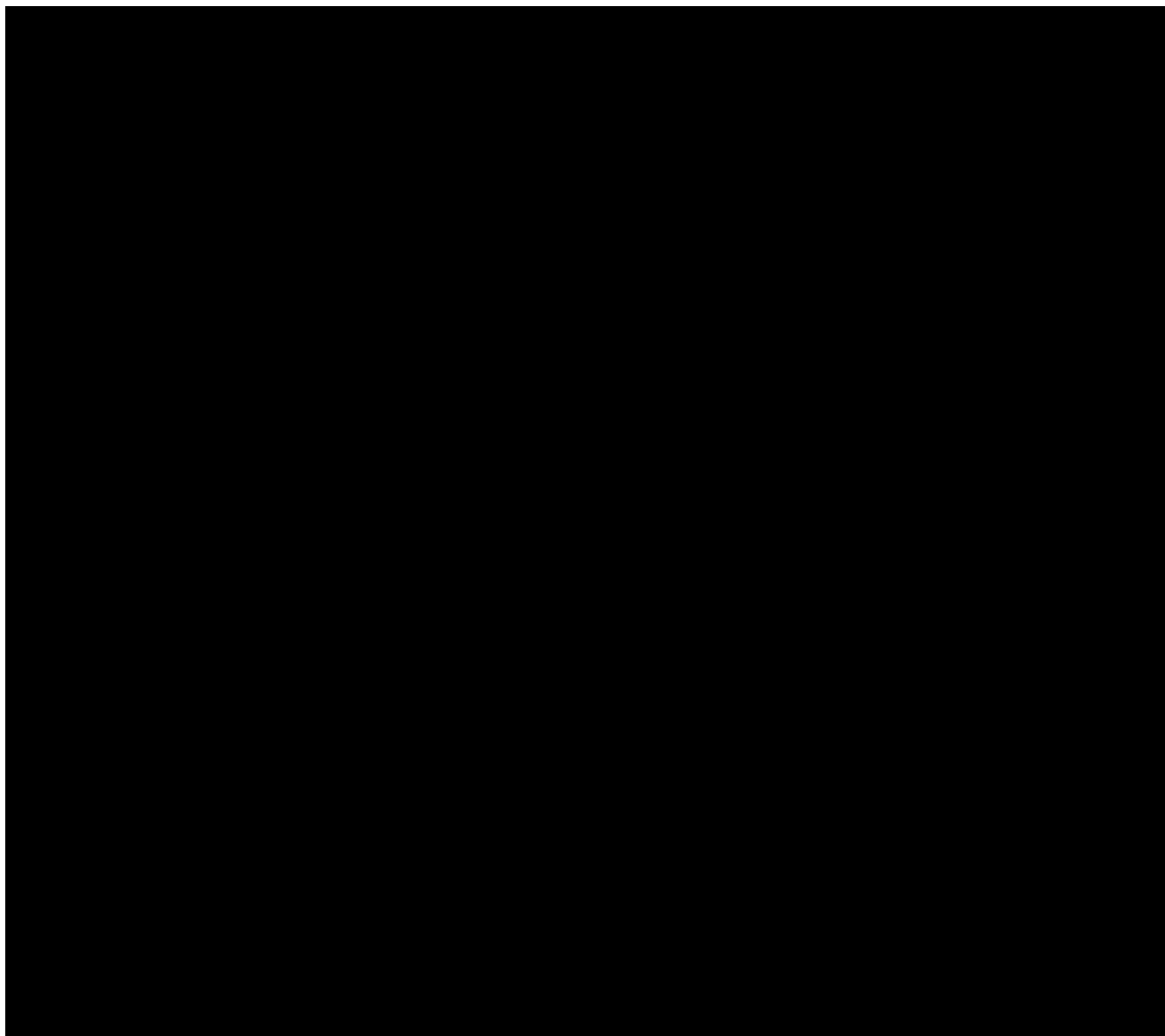
- ② 防止策の提案

事前予測は、自分の担当業務だけに限らない。公園事務所全体でクレームゼロを目指すために、職員提案により（ハッとヒヤッと報告、アイデア提案）を活用して、クレームの原因を減らしていく。

クレーム、ニーズ等のロクハ公園業務計画への反映

利用者等からの苦情や要望はすべてその内容を記録して、採り上げられた内容だけでなく、共通する原因や問題点を分析します。

公園事務所では管理運営計画(Plan)を策定し、年度・四半期ごとの実施計画として目標設定し、その計画に沿って効果的・効率的に実践(Do)しますが、苦情や要望から導き出された共通の原因や問題点は管理運営計画(Plan)へフィードバックを掛けて改善サイクル(P D C A)を回します。



(3) 指定管理者が管理する都市公園内におけるガーデンシティや 健康都市にかかる市民活動等の支援方策について

① ガーデンシティくさつの推進について

「未来に向けた花と緑のまちづくりーガーデンシティくさつの推進」の活動理念を実現するために、住民による公園管理を総合的にサポートする「みどりのサポートセンター」をロクハ公園内に設置するとともに、造園組合の持つ地域密着の安心感と技術の連携強化、事業団の持つ中間支援組織としての強みを融合した「地域」を意識したガーデニング事業を展開します。緑化やガーデニングを専門とする「緑化・公園づくりコーディネーター」を配置し、日常の相談対応や活動サポートを行うほか、造園組合などの専門家などにつなぎ、総合的にサポートします。公園や緑化に関することなら、どんなことでも対応できるサポートセンターです。

地域でガーデニングに取り組んでいる方から、「水やりはいつ、どれくらい？」という素朴な疑問から専門的な問題に対して、専門職員および造園組合が協力して解決にあたります。時には現地に赴き現場を確認し、その現場にふさわしい提案・説明して問題を解決していきます。

第2次草津市緑の基本計画の基本方針にある「育てる・つくる・守る」の視点から、公園の日常管理を通じてガーデニングの知識・技術を習得し、地域の公園での花と緑のまちづくりに携わるメンバーの育成を行い、令和3年から始まる第3次基本計画で求められる施策へ迅速に対応出来るように準備します。また、地域での花づくりや花飾りなど「花と緑のまちづくり」に関する講座や集いなどへ講師を派遣し、協働による花と緑のまちづくり事業を行います。

ロクハ公園来場者にガーデニングの魅力を伝えるプロムナードの整備

ロクハ公園の顔であるプロムナード（メインストリート）を魅力的な花々で飾って、ロクハ公園に来場された方々が「自分たちもやってみたい」と感じて頂ける雰囲気を作ります。現在は2基のレイズドベッドを増設して季節の花々を絶やさない様にします。

また、川原池や駐輪場に沿ったフェンスには吊り下げバスケットを飾る他、夏の暑い時期には睡蓮鉢を置いて涼しさを感じて頂きながらプロムナードを通る方々が360度花に囲まれる環境を作ります。



地域まちづくりセンターや公共施設の玄関などに花を飾る活動の支援

地域まちづくりセンターや公共施設の玄関、また草津市所有の公園内に花壇づくりを支援するため、手入れやボランティアの募集方法などの提案を行います。（実施費用の負担などは、各施設管理者となります。）

また、活動が一定規模に立ち上がった段階で各地の花壇づくりの成果を発表する「花壇コンクール」などの実施を提案します。



みどりのサポートセンター事業

花と緑に関する相談として、草花や樹木、園芸、病虫害等の家庭園芸の質問に対し、専門員が無料相談を行います。また、個々の相談にもキメ細かく対応するため、電話での相談やイベント時における出張相談会等を開催し、より気軽に花と緑に関する相談ができる機会を提供します。

ミニガーデニング教室として、家庭園芸に関する季節の手入れのコツを学ぶミニ教室で、自由参加型の講座（約 90 分）で初心者向けのテーマから応用編まで、実践を交えながら園芸をより気軽に、より深く楽しむための教室を開催します。

公園・緑地愛護活動への支援として、地域住民を中心とした愛護会を結成していただき、公園事務所との協働により住民主体で地域の公園を管理することで、地域に住まわれる方々の交流を促進し、親しみやすく愛着が湧くような公園づくりを推進します。

公園サポーター活動への支援として、市民とともに協力しながら安全で楽しい公園運営を行うため、公園事務所として「公園サポーター制度」を設け、“人と自然のふれあい”を大切に、ともに楽しみながら学ぼう”をモットーに活動する各グループに対して種々サポートに努めます。

公園利用者懇談会として、幅広い公園利用者の声を伺い、頂いたご意見・ご要望等を今後の維持・運営管理に反映させていきます。

また、社会人や学生ボランティアの受入れ、公園の運営事業や管理作業を体験することで、公園がもつ機能や効能などを認識してもらうことを目的に研修の場を提供します。このほか、障がい者等が社会参加への準備及び研修の場や活動の場として、公園の一部を提供します。

② 公園における健幸都市づくりについて

誰もが生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けられる健幸都市の実現に向け、行政や市民、地域、大学、企業、団体などあらゆる主体が「健幸」を”我が事”として意識し、各主体の連携を深め、様々な施策を“丸ごと”で進めていくことができるよう、ロクハ公園をはじめとして、市内児童公園等において様々な取り組みを総合的に実施していきます。

ロクハ公園で思わず歩きたくなる仕掛け

ロクハ公園の園路内にウォーキングコースを設け、それぞれの距離や消費カロリー等を示す標示の設置（リーフレット作成）等、楽しく歩いてもらえる仕掛けづくりを行います。

また、隣接するロクハ荘の健幸ステーションや、お風呂を利用するなど温浴効果によるリラクゼーション、筋肉の疲労回復など複合的な付加価値を提供します。

ロクハ荘内のレストハウス S U N S U N を活用した食育講座

ロクハ荘と連携した事業としてロクハ公園デイキャンプ場を利用したアウトドア料理講座を定期的を開催していますが、新たに食育事業をロクハ荘、J A 草津市や立命館大学の食マネジメント学部などと連携して行い、草津産野菜の普及や野菜摂取量の増加、健康維持につなげます。



フレイル予防・認知症施策の推進

隣接するロクハ荘と連携しながら、フレイル予防の観点に着目し、介護予防拠点等での健康教室を展開しています。

公園で植物を育てることは、歩く、座る、掘る、水をまく、草をとる、などの数多くの動作を必要とするため、身体機能の維持向上（運動療法に似た効果）や認知症状の改善も期待されることから、ガーデニング推進と園芸療法によるフレイル予防と認知症施策の推進を複合的に展開します。

③ 公園における市民活動等支援について

事業団が得意とするコーディネート力を発揮し、公園における市民活動等を支援していきます。

市民主体の市民活動等のサポート

例えば、ロクハ公園野外ステージを使用した市民の音楽発表や、立木に毛糸で飾り付けを行うヤーンボミングなど、市民の皆さんのやりたいことが実現できる場の提供や、市民が主体的に運営するイベントの実施など、公園事務所やまちづくりコーディネーターからアドバイスやノウハウの提供を行い、実現に向けてサポートします。



（４）環境的にも経済的にも持続可能な都市公園の管理運営に向けて、 地元町内会、学校、企業等の各種団体との連携について

① 地域まちづくり協議会などとの連携

草津市内の全１４地域（学区）では、「草津市協働のまちづくり条例」に基づき、まちづくり協議会が設置され、コミュニティ事業団は、まちづくり協議会の活動や運営を市との間に立って支援していく「中間支援組織」として認定されています。

ロクハ公園では、２学区のふれあいまつりが開催され、その実施をサポートするとともに、環境緑化やガーデニング等の出前講座も実施しており、引き続き、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる多世代交流事業等と協働していきます。

② 公園を通した地域コミュニティ活動の醸成



緑豊かな公園づくりは、まちづくりの重要な施策であるとともに、環境保全の観点からも重要な課題です。住民の貴重なオープンスペースであり、公園の維持管理に住民が参加することで地域のニーズにあった親しみある公園づくりが進み、地域の共有施設である公園本来の用途に合致することになります。緑豊かな公園づくりは地域住民にとっての住環境の保全や防犯・防災対策上も必要なことです。そして協働、住民参加による公園間活動に参加することで、参加者は公園がより身近な親しみあるものとなり、環境保全、地域貢献のボランティア活動に参加する楽しみが生まれます。

コミュニティ事業団は、各地域と協働することにより、公園を通した地域コミュニティ形成活動と地域住民とつながり守り育てる公園づくりを、以下のように進めます。

- ・協働、地域住民参加による公園管理活動、普及、モデルケースづくり
- ・地域住民と事業団が連携した適切な公園管理の推進
- ・地域のニーズにあった、住民に親しみのある公園づくり
- ・公園での活動を通した地域住民のつながり、コミュニティ活動の活性化

③ 地域の様々な団体との連携

市社会福祉協議会や各地域の高齢者サロンと連携した寄せ植え講座や、立命館大学と連携したスポーツプログラムの実施、さらには、市内の保育園、幼稚園、こども園との連携による作品展示や発表会、運動会等での利用、近隣の中学校の職場体験の協力など、地域の様々な団体と、ロクハ公園が持つ資源や人材を繋いで、様々な連携、協働を進めます。

④ 隣接するロクハ荘との連携

健幸都市くさつに相応しい、緑豊かなロクハ公園の自然の中で行う健康体操やウォーキングをはじめ、ディキャンプ場でのアウトドア事業などロクハ荘と連携を図り、高齢者や親子連れがふれあいながら同じ時間と空間を楽しめるプログラムを開発していきます。ロクハ公園のプールやキャンプ場、多目的広場の利用者が、帰りにロクハ荘の温浴施設や軽食喫茶コーナーを利用するなど、両施設を組み合わせた利用方法をさらに提案し、相乗効果を高めます。

⑤ 子育て支援センター「くれよん」との連携

ロクハ荘内にある、つどいの広場「くれよん」利用者を対象に音楽イベントや手遊び、子どもさんと保護者向けの講座をロクハ荘と共同で開催します。水遊びや野菜づくりなど自然を生かした（季節ごとの遊び）の提供も行います。

未就学児童が安全・安心に遊べるロクハ公園の自然や設備を利活用した連携プログラムを実施します。



⑥ ロクハ自然カフェエリアの開設（ロクハ荘連携事業）

コミュニティ事業団は、ロクハ荘の指定管理運営も担っています。事業団でロクハ全体の管理の強みを活かす一つとして、ロクハ荘の中庭エリアとロクハ公園のジャブジャブ小川エリアの共同スペース化を図ります。ジャブジャブ小川から中庭へと開放的空間を演出し、カフェエリアをオープンします。ロクハの自然の中、コーヒー等を味わい、子どもの元気な声がロクハエリアに響き渡る多世代コミュニティの場を提供します。



（５）その他、特に計画していること、特に提案したいこと

事業団では隣接するロクハ荘との連携と併せて、現在行っている事業も含め、中間支援組織としての強みを発揮した新しい取り組み（事業）を展開する予定をしており、下記のとおり提案いたします。

① 自然ふれあい事業

ビオトープの整備

既存のジャブジャブ小川の流れやスイレン池等を活用して、カエルやトンボ、メダカ、ザリガニ等の生息環境を再現するため水生植物等を配置してビオトープとして活用します。

また、そのビオトープを活用した環境教育、自然観察会等を開催します。



椎茸栽培園の整備

ロクハ荘裏手に隣接する林にブナ、クヌギ等の原木を配します。そこに種菌を植菌し、椎茸の生育過程や収穫等の体験学習会を開催します。

なお、２～３年毎の原木の交換により生じる老朽木をカブトムシ幼虫の成育のため活用します。

公園を利用した環境教育の実施

野鳥観察小屋などロクハ公園を活用した野鳥観察会等を開催します。

川原池で飼育するコイ等給餌用のエサを販売して、エサやり体験を通して、一層興味を持って来園していただけるような環境づくりを行います。

また、餌場や小屋など定期的に清掃・消毒するなど、良好な衛生状態に配慮します。

ウサギの飼育

給餌等のふれあいを通じ、生命の育み、命の大切さなどの学びの場を提供します。

なお、給餌時には、専用のピンセット状のつまみを用い噛まれる事のないよう、安全に配慮するとともに、朝夕の清掃を確実に行之、ウサギにも利用者にもやさしい衛生状態を確保します。

レイズドベッド（高床式花壇）によるガーデニング

レイズドベッド（Raised Bed）とは周囲に柵・石などを組んで花壇の地表をグランドレベルよりも高くした花壇のことです。



レイズドベッドが高齢者や身体障がい者にやさしく、ユニバーサルデザイン実践のモデルになっています。地面と植物に手を届きやすくすることで、より多くの人にガーデニングを楽しむ機会を増やしてくれます。高齢者には膝や腰の負担を軽減してくれますし、車椅子で乗り入れて植物や土にふれることができます。

② 夏期以外の食堂の活用

ふれあいルーム

公園利用者の休憩所（飲食可）、利用者のコミュニケーションの場として提供しつつ、情報収集の手立てとして提案箱（公園の状況、ボランティア希望等）を設置し、公園管理に反映させていきます。

展示・発表ルーム

事業団は市内の公共施設を指定管理により複数お預かりしています。文化芸術をはじめ、まちづくり、多世代交流など分野の多様性に加え、そこで活動されるNPOや市民団体などの作品展示、活動成果の発表などに活用します。

③ 野外ステージの利用促進

市民活動団体や市内中学・高校の吹奏楽部や軽音楽部、演劇部の練習や発表の場として提供するとともに、各種団体や市内の学校（保育所、幼稚園、小中学校や高校）へのチラシ配布等広報活動に努めます。

地域まちづくりセンターや地域協働学校の事業として活用されるようPRします。

④ プールオフシーズンのプール施設の活用

屋外プールを利用した身近な生き物調査の実施

本格的プールシーズンに入る前の清掃時、水の中にどんな生き物がいるかよく観察し、生存できる環境に移して命の大切さを学びます。

落ち葉プールの実施

公園などの木から、落ちてくる「落ち葉」は秋の自然の贈り物です。この落ち葉を、フカフカたくさん積み上げると、とても楽しい遊び場になります。飛んだり、跳ねたり、もぐったり、冬の寒さを吹き飛ばし、遊びを通して植物や季節など学びの場としても提供します。



⑤ 市民参加型イベントの支援

ロクハ公園でNPOや市民活動団体などが主催する緑化や環境（リサイクル）、健幸などをテーマにしたイベントを積極的に支援します。

ロクハ公園が立地する南草津周辺においては今なお人口増加が続いています。南草津駅前にある公園で開催される市民活動団体主催のマルシェに出展するなど、地域のまちづくり協議会や市民活動団体等の事業に協力します。

⑥ 公園サポーター（ボランティア）の育成と活動支援

市民の方々がお持ちの知識や技能を活かした公園づくり・美化活動・工作教室・自然観察会などや子どもたちの遊び場を見守る活動をしていただける方を募集し、その活動を支援していきます。



Ⅲ－１０ 地域貢献

（１）地域への貢献の提案

① 自然・環境学習の拠点を目指して

ロクハ公園という自然環境に恵まれた最高のフィールドを最大限活用して、市内の小中学校と連携した協働学習を実施します。（身近な動植物の生態、EM菌や木炭による水質浄化、自然エネルギーの活用、剪定枝葉等のチップ化やリサイクルなど）



② 子どもたちの施設見学、職場体験、インターンシップの受け入れ

小学生の「まち探検」、中学生・高校生の「職場体験」などの経験学習を積極的に受け入れるほか、大学生のインターンシップによる体験など、その年代に応じた公園緑地や自然環境との関わりを創出する「開かれた施設」を目指します。



③ 環境・緑化関連機器の貸出

市民が自主的に市内の公園や河川等公共用地の環境整備・清掃作業などを実施するために必要な草刈機等の環境・緑化関連機器の貸出を行います。

種類	台数	種類	台数	種類	台数
① 肩掛式草刈機	2	② ヘッジトリマー	1	③ 自走式芝刈機 (ロータリーモア)	2
④ 耕耘機	1	⑤ 軽トラック*1	1	*1 : 燃料代(20円/1km)	

※ ②ヘッジトリマーとは、バリカン式剪定(刈込)機のことです。

①肩掛式草刈機



②ヘッジトリマー



③自走式芝刈機

ロータリーモア



◎芝生地または

背丈の低い草地用

④耕耘機



⑤軽トラック オートマチック車



④ 花や苗木の無料配布

公園の花壇等において草津市の花であるアオバナやマリーゴールド等を栽培します。ロクハ公園内で実施する各種イベントなどにおいて、みどりの募金にご協力いただいた方へ花や苗木などの無料配布を検討します。

また造園組合の協力によりリサイクルチップや腐葉土による緑化運動などを実施する町内会などには無料配布し、個人でガーデニングを楽しまれている方には有償配布します。



(2) 地域への貢献の実績

① カブトムシ観察舎（指定管理事業）

カブトムシ観察舎内で飼育したカブトムシを毎年7月中旬から8月中旬まで一般開放して観察会を開催しています。

令和5年度も観察会を開催し、連日の猛暑・酷暑の影響もあり、例年よりも減少しましたが、2,581名の利用者がありました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	2,506人	2,890人	3,641人	2,581人
参加グループ数	843組	922組	1,191組	834組
カブトムシ数/日 (平均)	20匹	53匹	46匹	68匹
カブトムシ数/日 (最大)	27匹	89匹	80匹	137匹
カブトムシ数/日 (最小)	8匹	38匹	20匹	10匹



② 市内小学生などへのロクハ公園説明

市内小学校の校外学習におけるロクハ公園活用の資料を作成し配布しました。



③ レイズドベッドを利用した花植え体験学習

保育園や生活介護施設園児を対象にレイズドベッドでの花植えを実施しました。

④ プールを利用した各種水泳教室の実施

市民の健康増進に寄与するため、プールを利用した各種水泳教室を開催しました。



⑤ 花や苗木の無料配布

緑化を推進する地域や団体へ花苗を無料配布しました。

⑥ チップリサイクル事業

草津市内の公園清掃などで発生した剪定樹木(台風による倒木などを含む)はロクハ公園に隣接するリサイクルヤードで造園組合が剪定樹木破砕機によりチップ化します。毎年処理されるチップは3～4,000m³に上り、草津市内の農業利用やガーデニングを行う市民向け配布など有効利用されています。



⑦ 緑化フェア（指定管理事業）

令和5年には「緑化フェア2023」ロクハ感謝祭を草津ライオンズクラブ（同時開催）、ロクハ荘と合同で大規模な体験型フェアとして開催しました。



令和4年は新型コロナ対策のため、大規模イベントは中止してロクハ公園とロクハ荘の協同事業で10月8日から10月10日までの3日間「緑化フェア2022」ロクハ感謝祭を開催しました。

⑧ まちづくり協議会などとの共催事業

志津学区まちづくり協議会が主催する「志津 ふれあい広場」や志津南学区まちづくり協議会が主催する「志津南子ども広場」の開場をロクハ公園として共催しました。



⑨ 隣接するロクハ荘との連携事業

4月にロクハさくらまつり（ガーデニング講座と ニュースポーツ大会）、5月に羊の毛刈りやワークショップ、ロクハ荘に併設する子育て支援施設「くれよん」と一緒にサクランボ観察会を実施しました。

また、市農林水産課や立命館大学、生産農家の協力を得てカブトムシ観察舎前をロクハ実験農場として耕し「草津伝統野菜山田ねずみ大根」事業を実施しました。

(3) ゼロカーボンシティ、健幸都市くさつの推進のための 取り組みについて

草津市では、令和3年12月、市と議会は共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明されました。これは、地球温暖化による気候変動に対する危機意識を市民のみなさんと共有することで、市をあげて脱炭素社会の実現に向けた行動目標を示すためのものであり、都市公園等指定管理においてもゼロカーボンシティへの取組を推進してまいります。

① 人と地球にやさしい施設運営

事業団は市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、「エコ・コミュニティへのアクション!」を掲げ、組織全体として下記の内容に日々取り組んでおり平成24年度にはこの取り組みに評価をいただき、「草津市地球温暖化防止大賞優秀賞(団体部門)」を受賞いたしました。

ロクハ公園においてもクールビズおよびウォームビズを実践し、エアコン温度の設定値を冷房時28℃以上、暖房時19℃以下にすると同時に、夏場における窓の開放・扇風機の利用・グリーンカーテンや簾による日光の遮断、冬場は個別暖房等ランニングコストを抑えていく方法を柔軟に選択します。

また不要な電気はこまめに消すとともに、ロビー・通路・各施設などで使用している電球を順次LED等の省電力型電球に交換していくこと、上下水道のメーターによる消費水量を定期的に記録するなど、省エネルギーや低ランニングコストに努め、光熱水費や燃料費の経費削減と環境に配慮した管理を行います。

消耗品や備品の購入にあたっては、環境配慮型商品を率先して選択するグリーン購入の推進を図るとともに、廃棄についてはルールに沿って分別しリサイクルの推進に努めます。

② 自然・環境学習の拠点を目指して

ロクハ公園という自然環境に恵まれた最高のフィールドを最大限活用して、市内の小中学校と連携した協働学習を実施します。(身近な動植物の生態、EM菌や木炭による水質浄化、自然エネルギーの活用、剪定枝葉等のチップ化やリサイクルなど)

③ チップリサイクル事業

草津市内の公園清掃などで発生した剪定樹木（台風による倒木などを含む）はロクハ公園に隣接するリサイクルヤードで造園組合が剪定樹木破砕機によりチップ化します。

毎年処理されるチップは3～4,000m³に上り、草津市内の農業利用やガーデニングを行う市民向け配布など有効利用されています。

④ 健幸都市づくり

草津市の健幸都市づくりは、平成28年8月28日、地域（まちづくり協議会）と合同で「健幸都市くさつ」を宣言したところから始まりました。そして、令和3年3月には、新たに「第6次草津市総合計画（構想期間：令和3年度から令和14年度）」を策定し、市の将来ビジョンに「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」を掲げ、全ての施策に共通する基本的な方向性として、「健幸都市づくり」の視点を取り入れた事業展開を目指すこととしています。

私たちも平成29年5月、健幸都市宣言に賛同しており、本提案書109ページ記載の取組をはじめ、都市公園等の指定管理業務全般を通じて、健幸都市づくりに貢献します。